

令和 6 年度実施施策の政策評価の概要

令和7年8月
原子力規制庁

目次

○令和6年度政策評価結果

- ・ 令和6年度原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス p2
- ・ 施策目標に対する令和6年度実施施策の政策評価結果（総括表） p3
- ・ 施策目標毎の政策評価結果 p6
- ・ マネジメントレビューにおける原子力規制委員会からの指摘と対応方針 p14

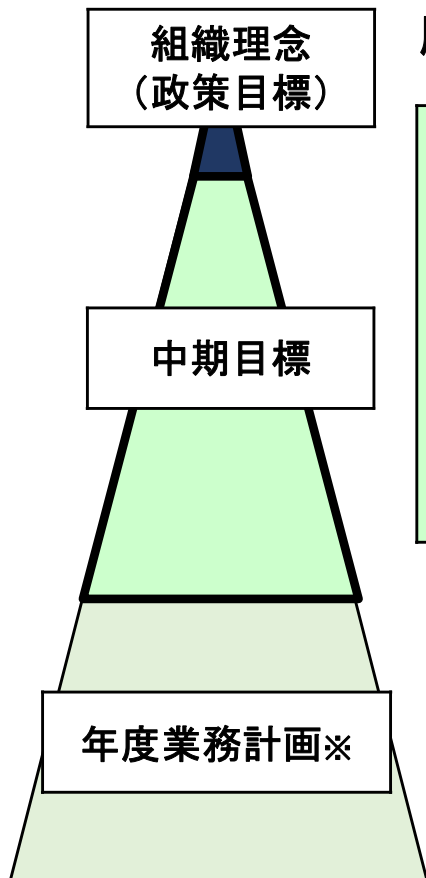
○マネジメントレビューへの報告概要

- ①投入人員の分析 p28
- ②マネジメントシステム内部監査の実施状況 p31
- ③要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況 p34
- ④原子力安全文化の育成・維持に係る活動の実施状況 p35

○令和6年度原子力規制委員会年次報告の概要 p38

令和6年度原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス

◆政策体系



原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第2期中期目標の施策目標における5項目

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
- IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

年度業務計画の記載の例

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践
- 【業務計画】
- ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- 【評価の視点】
- ・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。

予算事業については
行政事業レビューを実施

安全研究・モニタリング等の全予算
事業が対象。事業の効果的・効率的
な実施に活用。

法律・政令の改正については
規制の政策評価を実施

国民生活・社会経済に及ぼす
影響を把握・評価。

◆評価プロセス(原子力規制委員会が行った政策の全てを対象)

年度業務計画の
進捗の評価

マネジメントレ
ビュー

政策評価懇談会

原子力規制委員
会での政策評価
書の審議・決定

今後の施策の企
画立案や予算要
求等に活用

※令和6年度原子力規制委員会年度業務計画: <https://www.nra.go.jp/data/000473799.pdf>

施策目標に対する令和6年度実施施策の政策評価結果（総括表）

- 原子力規制委員会の5つの施策目標及び定性・定量指標について、以下のとおり自己評価（詳細は資料2の政策評価書に記載）

施策目標	目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価※				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	目標達成（A）	0	6	0	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	相当程度進展あり（B）	0	6	1	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	相当程度進展あり（B）	0	3	1	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成（A）	0	6	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	相当程度進展あり（B）	0	9	1	0	0

※評価の件数の数え方 定量指標：各施策目標ごとに設けた定量指標数
 定性指標：各施策目標を構成する個別施策ごとの評価数

- 全体を通じて、概ね計画どおり業務を進められている
- また、次年度の取組の方向性についても、当該評価を踏まえて適切に抽出できている（各施策毎の政策評価の内訳は6ページ以降参照）

目標達成度合い（評価区分）

評価区分	目標達成度合い (各行政機関共通の区分)	評価区分の判定基準
S	目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの ※困難度の高い施策については、特筆すべき工夫や円滑に目的を達成したこと
A	目標達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
B	相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの ※困難度の高い施策については、目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの
C	進展が大きい	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
D	目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

(参考)「目標達成度合いの測定結果」と「定性指標」及び「定量指標」の構成

●「目標達成度合いの測定結果」の構成

「資料3 令和5年度実施施策に係る政策評価書(案)」の抜粋↓

■評価結果		
目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	B	各施策毎に設けた「定性指標」及び「定量指標」の評価結果のうち最も低い結果を測定結果とする
施策毎の評価	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	定性指標 A(S評価:3、A評価:18) 定量指標 A評価:2
	(2)規制業務を支える業務基盤の充実	A(S評価:3、A評価:35)
	(3)職員の確保と育成	A(S評価:3、A評価:13) A評価:1、B評価:1

●「定性指標」の構成

A(S評価:3、A評価:18)

「資料3 令和5年度実施施策に係る政策評価書(案)」の抜粋↓

定性指標(評価の視点)	評価	施策
ア 原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会との連携を強化し、意思決定を行う。	A	原子力規制委員会は、「原子力規制方針」に基づき、定例会及び臨時会議を議論のもとで意思決定を行った。また、規律に基づいた行動を執ることができた。
透明性の確保の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。	A	当該方針に則り、被規制者や原子力関係を適切に維持するため、面談録の方針を原子力規制庁内に再周知する。

個別施策毎の評価結果(S,A,B)を計数し、全体をみて定性指標の評価を行う

●「定量指標」の構成

施策に設けた「定量指標」毎に目標値に対する実績値から評価を行う

■各施策の進捗等の評価							施策に設けた「定量指標」毎に目標値に対する実績値から評価を行う	
施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 原子力規制 委員会の組織理 念を具体化する 規制活動の実践	会議等の公開の割 合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
		100%	100%	100%	100%	100%		

令和6年度原子力規制委員会政策委評価懇談会 資料3「令和5年度実施施策に係る政策評価書(案)」の抜粋↑

施策目標毎の政策評価結果（1／8）

○施策目標Ⅰ 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

目標達成度合いの 測定結果	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成（A）	0	6	0	0	0
個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践：定量A（1件）、定性A（S：2、A：28） （2）規制業務を支える業務基盤の充実：定性A（S：7、A：32） （3）職員の確保と育成：定量A（2件）、定性A（S：1、A：23）					
（令和6年度評価において特筆すべき事項）			（令和7年度の取組の方向性）		
・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会において、安全性向上評価制度の運用や海外の取組状況に係る令和3年からの調査結果が取りまとめられ、今後の検討の基礎となる助言に係る報告を受けることができた。S			・運用改善に必要な規定類の改定を進めるとともに、中長期的な制度全体の見直しの検討を進める。		
・地方自治体が開催する会合において、審査結果や検査等の実施状況に係る説明を、図表等を用いてわかりやすく、計65回実施した。S			・今後も、自治体等の要望を踏まえつつ、原子力規制委員会の取組について丁寧かつ分かりやすい説明を行って行く。		
・第3期中期目標の策定に際し、原子力規制委員会委員長及び委員と職員との意見交換会の開催や原子力規制庁等内での職員向け意見募集を行い、庁内職員の声を適時適切に反映した。S			・今後、全庁的な議論を行うことが適当な作業があった場合には、同様な取組を検討する。		
・IPPASミッションのスコープを、輸送セキュリティやRIセキュリティを加え拡大し、これに伴い初参加となった機関を含む関係者と緊密な連携の上でAIPを準備し、ミッションメンバーから好評を得た。S			・次回IPPAS（フォローアップ）ミッション受入れに際しては、評価を受ける具体的内容の検討において今回の経験を踏まえた対応を行う。		
・IPPASミッションにおいて、我が国の核セキュリティの取組に関する必要十分な情報量の提供や丁寧な説明、質疑応答対応を行い、「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示されるとともに、我が国の核セキュリティ規制の実効性の更なる強化につながる、より高度な勧告、助言を得ることができた。また、国際的な核セキュリティの持続的な改善に貢献し、他のIAEA加盟国にとって参考となる良好事例を示すことができた。S			・IPPASミッション報告書に示された勧告事項、助言事項を踏まえた核セキュリティ規制制度の見直しに係る検討を行い、核セキュリティ対策の継続的改善を進める。		

施策目標毎の政策評価結果（２／８）

○施策目標Ⅰ 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(令和６年度評価において特筆すべき事項)	(令和７年度 of 取組の方向性)
・業務改革推進チームが主体となって、庁内での意見交換等を積極的に実施し、働き方、ICTの活用、庁舎の環境整備等の各種業務改革の取組を、職員の理解の下で進めた。S	・これまでの取組を通じて職員から出された様々な意見を分析することで、取組を充実させるとともに、新たな取組を積極的に検討・企画することで、業務改革の一層の推進を図る。
・機構・定員要求において、組織の課題を把握した上で、配置等に関して、関係省庁に丁寧な説明をするなど必要な調整を行い、参事官の新設、バックオフィス定員の拡充等の組織体制の強化を実現した。S	・令和６年度の結果を踏まえつつ、組織全体の中長期的な課題を継続的に分析することで、組織体制のさらなる強化を図る。
・令和6年8月に勤務時間管理システムの本格導入を実施するとともに、マクロを活用した「新勤怠パッケージ」を作成し、適宜パッケージ等を改良することで、庶務担当者の負担軽減及び業務の効率化を図った。S	・次年度は、現在、対象外としている短日・短時間勤務職員へも対象を拡大するとともに、庶務担当者からの意見等を反映した新たなパッケージツールを追加する等の改良を加えることでさらなる業務の効率化を図る。
・経費削減の取組として、より安価な航空券の利用促進や海外の航空会社グループとの企業契約、パック旅行商品の利用促進等を行うことにより、大幅な経費節減を達成した。S	・次年度も引き続き経費削減の取組を図り、戦略的な予算執行に取り組む。
・教育訓練課程について、これまでの実施状況等を踏まえ、集中型訓練の対象資格数の見直しや、資格研修の受講を全職員に拡大すること、また関係課室と連携してカリキュラムや資格対象課室におけるOJTの訓練体制の見直しの検討を進め、限られた期間において令和７年度より運用を開始するための準備を整えた。S	・令和６年度より実施している教育訓練課程の見直しについて、令和７年度より適切に運用を開始する。

施策目標毎の政策評価結果（3／8）

○施策目標Ⅱ 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度 進展あり（B）	0	6	1	0	0
	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）原子炉等規制法に係る規制の実施：定量A（3件）、定性B（S：1、A：12、B：2） （2）安全研究の推進と規制基準の継続的改善：定性A（S：2、A：18） （3）改正原子炉等規制法の着実な施行：定性A（A：5） （4）規制活動の継続的な改善及び新たな規制二一スへの対応：定性A（S：1、A：16、該当無し※：2）				
（令和6年度評価において特筆すべき事項） ・審査会合の最後に指摘事項を双方で確認し、必要な場合には文書化し、共通理解を得ること、地質調査等については手戻りとならないよう早い段階から指摘を行う等の審査プロセスの改善を進め、審査が長期化している泊、敦賀、浜岡発電所の新規制基準適合性に係る基準地震動・基準津波等の審査、及び日本原燃再処理事業所の設工認の審査において大きな進捗が見られた。 S ・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査との役割分担の観点から抜本的な見直しを行ったが、検討に割くリソース配分との兼ね合いから、論点を整理した上で関係部署間で共通理解を得るまでには至らなかった。 B ・核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明時の対応について、法令報告制度の中にどう位置付けるか検討したが、上記同様リソース配分との兼ね合いから、論点を整理した上で関係部署間で共通理解を得るまでには至らなかった。 B			（令和7年度の取組の方向性） ・引き続き、設置変更許可、設計及び工事の計画認可、廃止措置計画認可等の審査について、「原子力施設に係る審査全般の改善策について」（令和2年2月原子力規制委員会了承）、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」（令和4年9月原子力規制委員会了承）等に基づき、厳正かつ着実に審査を実施する。 ・法令報告の改善に係る検討の進め方については、既に令和6年度第49回原子力規制委員会（令和6年12月11日）において了承しており、これを踏まえ、原子力規制庁が事業者と公開会合を行った後の令和7年6月を目処に、今後の改正の方針を議論する予定である。 （これらは異なる計画に対する評価であるが、法令報告制度の改善に係る施策として一体で進めていることから、取組の方向性については同様となる。）		

※「該当なし」とは、特定のトラブル対応や申請の受理等を起点として開始する検討など、決まったトリガーに基づき実施される業務について、当該トリガーが引かれなかったものへの評価

施策目標毎の政策評価結果（４／８）

○施策目標Ⅱ 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

（令和６年度評価において特筆すべき事項）

・人工知能（AI）及び先進製造技術（AMT）について、国際的なAIへの関心の高まり等を踏まえ、急遽技術基盤グループに横断的な調査チームを設置し、年度内に調査結果をNRA技術ノートとして取りまとめ・公表したほか、当該調査結果を技術情報検討会等の場で報告・共有するなど、追加的な業務へ迅速に対応した。S

・従前より実施していたJAEA原子力安全・防災研究所との定例会に加え、様々な課題や中長期的な連携についてより高い視点から意見交換すること等を目的としたJAEA理事等とのハイレベルな会合を定期的に行うこととした。また、令和６年度に新たに補助事業を創設し、同事業を通じて大学等との連携を強化した。S

・PRAモデルの適切性確認に係る中長期的課題のうち、特に重要である機器故障率について、ATENA及び電中研との面談において、原子力規制庁の気付き事項及び電中研の技術諮問委員会の指摘等に対し、３年かけてデータ収集ガイドを逐次改訂し、それを産業界でレビューすることで改善に取り組むことをATENAより聴取し、当該状況と検査評価においては国内の最新機器故障率を主として用いる方針について報告を受けるなど、旧保安院の時代から長年停滞していた議論を前に進めることができた。S

（令和７年度 of 取組の方向性）

・人工知能（AI）については、情報を収集する仕組みを構築し、情報収集を継続するとともに、適宜、技術情報検討会や原子力規制委員会の場で報告・共有を行う。また、先進製造技術（AMT）について、学協会での検討状況をフォローするなど情報収集等を行っていく。

・引き続き、JAEAとの会合を定期的に行い、様々な課題や中長期的な連携について意見交換を行っていく。また、「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」（補助金）を通して、大学等との連携を強化していく。

・引き続き、リスク情報の活用について、その対象範囲を拡大すべく、産業界との意見交換を進めながら検討を進めていく。

施策目標毎の政策評価結果（５／８）

○施策目標Ⅲ 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度 進展あり（B）	0	3	1	0	0
	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （１）核セキュリティ対策の推進：定量A（１件）、定性B（A：11、B：1） （２）保障措置の着実な実施：定性A（A：3） （３）原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化：定性A（A：2）				
（令和６年度評価において特筆すべき事項） ・核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、事業者との意見交換等を通じて課題の洗い出しを行い、事業者及びATENAとの検討を踏まえ、年度内に審査基準及び核物質防護規定の記載要領の改正について、事業者を対象とした意見聴取を行うことを了承したが、IPPAS指摘事項への対応を優先したことや事業者との調整プロセスに想定以上の時間を要したこと等により、審査基準及び記載要領の改正までは至らなかった。 B			（令和７年度取組の方向性） ・令和７年度に事業者を対象とした意見聴取が完了し次第、速やかに改正案を委員会に諮る予定。		

施策目標毎の政策評価結果（6／8）

○施策目標Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成（A）	0	6	0	0	0
	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （１）廃炉に向けた取組の監視：定性A（S：1、A：6） （２）事故の調査・分析：定量A（3件）、定性A（A：6） （３）放射線モニタリングの実施：定性A（S：1、A：2）				
（令和6年度評価において特筆すべき事項）			（令和7年度取組の方向性）		
・原子力規制検査における重要度評価手法を東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の検査に取り入れるための検査実施要領の改正に向けた作業を行い、1F実施計画検査における実施計画違反の名称と原子力規制の検査指摘の名称の整合性を取るという課題の解消が見込まれる。 S			・東京電力福島第一原子力発電所の審査及び検査の見直しについて、引き続き、令和7年度に達成するものについて対応を着実に進める。 ・実施要領が改正され次第、当該要領を運用し、現場の状況の把握しながらリスクに応じた検査を実施し、併せて更なる改善点があるか検証する。		
・ALPS処理水に関する海域モニタリングについては、IAEAによる分析機関間比較や追加的なモニタリング実施のために困難な調整を行い、ALPS処理水の放出に係る我が国の海域モニタリングの国際的な透明性、信頼性の確保のために取り組んだ。 S			・我が国の海域モニタリングデータの信頼性及び透明性を確保するため、引き続きIAEAと協力してIAEAの枠組みで実施する海域モニタリングに取り組んでいく。		

施策目標毎の政策評価結果（7／8）

○施策目標Ⅴ 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度 進展あり（B）	0	7	1	0	0
	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）放射線防護対策の推進：定性A（A：2） （2）放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善：定性A（A：3） （3）原子力災害対策指針の継続的改善：定性B（S：1、A：10、B：4） （4）危機管理体制の整備・運用：定量A（3件）、定性A（S：1、A：28） （5）放射線モニタリングの実施：定量A（2件）、定性A（A：3）				
（令和6年度評価において特筆すべき事項）			（令和7年度の取組の方向性）		
・屋内退避の運用に関する検討チームについて、内閣府原子力防災担当や関係自治体との調整などの課題を解決し、住民の方にも分かりやすい表現で報告書案及びQ&A案の内容を充実させるなど、当初の想定以上の検討を行った。 S			・引き続き関係機関との調整を綿密に行い、報告書の内容を踏まえて原子力災害対策の充実強化を行う。		
・EAL見直しに際し、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討」の結果の方向性が明確化したことから、それを踏まえ、本件の複数課題の検討の進め方を最終的に整理したが、他業務とのリソース配分との兼ね合いから、原子力規制委員会での報告に至らなかった。 B			・令和7年5月を目途に原子力規制委員会で報告する見込みである。		

施策目標毎の政策評価結果（８／８）

○施策目標Ⅴ 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

（令和６年度評価において特筆すべき事項）

・再処理施設のEAL見直し方針に係る原子力規制委員会報告やEAL会合に向け、日本原燃と検討手順の整理をおこなったが、事業者の検討が停滞したことから原子力規制委員会での確認には至らなかった。

B

・再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、まず重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを検討中であるが、事業者による検討が停滞しており、EAL会合の開催及びEALの見直し方針の策定には至らなかった。**B**

・再処理施設のEALの見直し方針について事業者による検討が停滞しており、原子力規制委員会での報告及び了承には至らなかった。**B**

・当初目標では令和８年度から「放射線モニタリングプラットフォーム」へ移行開始予定だったところ、令和７年度に参入を希望する自治体の合意を得て、令和６年度補正事業として早期に実現した。**S**

（令和７年度の実施の方向性）

・重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを検討中であるが、再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、事業者による全数の事故事象の進展整理には時間を要し、さらに操業延期の影響も受け、EAL見直しは稼働時期を見据え検討を進める。

（当該事項については総じて一つの計画に対する評価であり、評価の視点を細かく設定したために同じ要因によってB評価となったものである。）

・令和８年度に参入を希望する自治体の合意を得て、クラウド移行を推進する。

※なお、施策目標Ⅰ～Ⅴにおける個別施策ごとの定性評価は、各個別施策に設けた複数の定性指標に対する評価を踏まえて総合的に評価したもの

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（1／14）

令和6年度のマネジメントレビューを以下のように実施した。

令和7年2月26日	原子力規制委員会に令和6年度のマネジメントシステムによる業務の管理状況を報告
令和7年3月5日	原子力規制委員会で各委員からの提出意見を踏まえて審議
令和7年3月26日	原子力規制委員会で各委員からの指摘事項への対応方針の説明と令和7年度業務計画を決定

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

成果目標	指摘事項	対応方針	令和7年度業務計画 ＞評価の視点
I.独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実			
1	(1) 次年度以降は、次期中期目標での「教訓の伝承等を通じ」という側面も評価の視点に入れることになると思います。広島・長崎はもちろん、水俣病もアウシュビッツも伝承の困難さに直面している中で、どのような実効性のある方法があるか十分な検討をお願いします。（長崎委員）	・ 事故の教訓を伝える研修のみならず、組織横断的なコミュニケーションの中で1F事故の経験を有する者からの伝承を促すなど、原子力安全文化の育成・維持に向けた活動の中でも、教訓の伝承に取り組んでいく。	・ 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会の意義についての講話を実施する。（I） ＞新規採用職員を対象に、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した組織としてその経験と教訓を伝えるための研修を実施したか。 ＞新規及び中途採用職員向け研修において、幹部又は事故経験者の講話を組み込み、東京電力福島第一原子力発電所事故当時の対応から得た教訓や知識だけでなく、危機意識も共有する研修として実施したか。 ＞上記研修を基礎として、組織全体を対象とした組織理念の浸透に資する研修等を企画・検討したか。 ・ 部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する。（I） ＞コミュニケーション施策等を実施する中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の学びや経験を共有する機会を設けることができたか。 ＞原子力安全文化の育成・維持に係る取組に際して、東京電力福島第一原子力発電所事故とのつながりを意識できる取組を行ったか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（2／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

2	全庁の課題に挙がっている「核セキュリティに対する全庁的な理解等の促進」ですが、若い職員に対する人事研修の方式が変更になるため、PPやSGに触れる機会が減ることが想像されます。PPやSGに関心を持つ若い職員育成という観点も含めて核セキュリティ文化の全庁内での浸透・醸成は業務計画に反映されてはどうか。（長崎委員）	・ご指摘の懸念も踏まえ、組織全体での核セキュリティ文化の理解度向上等に係る施策を、令和7年度の原子力規制委員会年度業務計画に記載し実施していく。	・核セキュリティ文化醸成に向けた研修を、職員に対して着実に実施する。（Ⅰ） ＞職員を対象とした核セキュリティ文化醸成に係る研修を令和7年度上期までに計画的に実施したか。 ＞核セキュリティ文化醸成に係る研修の中で、核セキュリティ文化の意義や必要性について気づきが得られるための工夫ができたか。 ＞研修内容等を検討するに当たって、安全文化アンケート調査の結果を分析し活用できたか。 ・核セキュリティ文化に対する職員の理解度向上のための学習機会の創出や資料の拡充を行う。 ＞安全文化アンケート結果の分析結果等を活用し、核セキュリティ文化の職員理解を向上させるために必要となる施策や拡充すべき資料を検討することができたか。 ＞原子力安全文化の育成・維持のための施策と連携して実施することができたか。
3	満足度や安全文化について、世代間ギャップが非常に大きく見られる点は、今後、改善していく必要があると所であると考えます。以前から問題となっているキャリアアップへの不安と仕事への大きなストレスは、若手、特に30代の職員の課題であるように理解できる。職場のコミュニケーションの改善、組織文化の改革については、アンケートやインタビューのみならず、ワークショップや自然な対話のような能動的取り組みがなされているべきであると思われる。今後も地道な活動を継続すると共に、内的広報に力をいれ、規制委員会の活動についての本質的な所での対話や理解が組織全体で進むようより一層努力して頂きたい。（山中委員長）	・調査から得られたコミュニケーションに関わる課題については、令和6年度に実施した組織理念に関するワールドカフェ形式のコミュニケーション施策等の取組を継続して実施するほか、内部広報手段を検討し、より一層の浸透を目指して取り組んでいく。	・組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに定着するよう、特にバックオフィス系職員の安全文化に係る理解度向上に向けた取組を中心に、学習機会の創出や資料の拡充といった理解度向上のための施策を実施する。（Ⅱ） ＞組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに浸透する上でのネックとなっている課題を検討・整理することができたか。 ＞組織理念等に対する職員の理解度を部署ごとに整理し、理解度が不足する要因を明確にした上で、理解度向上のために取り組むべき課題を検討できたか。 ＞理解度向上のために、どのような情報を伝えることが必要であるかを検討することができたか。 ＞理解度向上のための施策について、職員が関心を持ち、前向きな参加につながるような工夫をすることができたか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（3／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

3				＞上記取組を踏まえ、安全文化の理解度向上につながる学習機会の拡充や創設について検討することができたか。 ・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施するほか、良好事例の共有などにより課室毎の主體的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。（Ⅰ） ＞コミュニケーション施策へ部署を越えた幅広い層の職員が参加したか。 ＞安全文化の育成・維持に係る各課等における良好事例を抽出し、整理・共有することができたか。 ＞各課等が安全文化の育成・維持活動へ主体的に取り組むように工夫できたか。
4		安全文化への理解や仕事への満足度は、前年度までと同様比較的高い割合が得られている。一方、関連する項目で肯定率が低い項目があるなど、今後分析が必要な点があるように思われた。（山中委員長） 5つの総合指標に共通した傾向が見られる。この5つの総合指標は、大きく分けて、原子力規制庁に特有の指標である「安全を追求」、「安全文化の育成・維持」という指標と、多くの職場に共通する指標である「気持ちよく仕事ができる運営」、「仕事に満足」、「仕事を通じて成長」という2つのカテゴリーに分けられると考えられる。これらに2つのカテゴリーに共通した肯定率の傾向があることの意味を検討すべきである。後者のカテゴリーに対する評価が、前者のカテゴリーに対する評価に影響を与えているのか、属性によって仕事に対する見方が異なるという心理的な問題なのか等を検討した上で、対応を考えると良い。	・安全文化に関するアンケート・インタビュー調査については、今年度の調査結果等も踏まえ、引き続き設問や分析手法を見直しながら継続的に実施していく。 ・なお、出身母体別の調査については、回答職員の匿名性担保の観点から必ずしも実現できるものではないが、引き続き令和6年度調査の結果を踏まえ、着目すべき属性や当該属性において調査すべき事項などを検討していく。 ・また、原子力安全文化等の評価に係る手法を検討する中で、例えば令和4年度調査において実施した「同種の設問を用いた調査を民間企業においても実施し、それら回答と比較等を行う」手法などを含め、他組織との比較のあり方についても検討していく。特に、役職による肯定率の違いについては、国家公務員全体の傾向との比較を試みるため、他省庁におけるアンケート調査の事例を調査する。	・組織全体の原子力安全文化及び核セキュリティ文化について、客観的な評価も視野に入れた適切な評価手法の検討を行う。（Ⅲ） ＞組織文化の評価手法について、効果的な事例を収集・把握することができたか。 ＞安全文化の育成・維持において目標とするものを検討し【再掲】、目標実現につながる評価のあり方を検討することができたか。 ＞核セキュリティ文化の醸成・維持において目標とするものを検討し、目標実現につながる評価のあり方を検討することができたか。 ＞組織全体として目指すべき核セキュリティ文化の状態を明確化し、評価のあり方を検討したか。 ＞評価のあり方を踏まえ、自己評価に留まらない客観的で、規制委員会において実行可能な評価手法を検討することができたか。 ・組織全体の原子力安全文化の育成・維持の状況を適切に自己評価する。（Ⅰ）

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（4／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

4		例えば、他省庁で同様のアンケートを行っている例があれば、そのアンケート結果においても同様な傾向が見られるかどうかを比較検討するのも一つの手段と考えられる。その一方で、課長級の肯定率が高く課長級・補佐級・係長級の肯定率が低いことは、トップダウンの組織として避けられない問題かもしれないが、その確認も含め他組織との比較が必要である。 仮にトップダウンの組織として避けられていないという認識であるとすれば、それを補うためには丁寧な説明による価値観の共有、あるいは給与の改善などの方策が必要となるかもしれない。（山岡委員） アンケートは課室、年齢、役職での分布を評価されています。この分析からは貴重な情報が提供されていると思います。ところで、規制庁の人材のある部分を中途採用者の方々に負っています。次年度はぜひ、中途採用者の方々の出身母体別（JNES、JAEA、電気事業者、建設会社など一般民間企業、他省庁、自衛隊などでしょうか）での満足度や職場に対する意見、出身母体別の勤務年数と昇級スピードなどのデータと満足度などとの相関なども検討頂ければ。（長崎委員）		＞前年度調査の結果等を踏まえ、調査手法の見直しを検討したか。 ＞自己評価により、原子力安全文化の育成・維持に係る取組等の改善につながる結果を得ることができたか。 ＞他組織による職員の意識調査結果と比較するなど、自己評価の結果を客観的に分析することができたか。
5	(1) (2)	過去のアンケート調査を踏まえた取り組みの成果が、少しずつではあるが見え始めている。それでもなお改善が見られない項目については、画一的な対応では解決が難しいものもあり、必要ならばターゲットをいくつかに分けて、それぞれ異なるアプローチを図るべきである。（伴委員）	・アンケート調査結果を踏まえた取組の検討や業務の改善等に際しては、属性ごとの分析結果等も踏まえ、組織全体のみならず、ある程度対象を限定した目標設定や施策を検討する。	・組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに定着するよう、特にバックオフィス系職員の安全文化に係る理解度向上に向けた取組を中心に、学習機会の創出や資料の拡充といった理解度向上のための施策を実施する。（Ⅱ） ＞組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに浸透する上でのネックとなっている課題を検討・整理することができたか。 ＞組織理念等に対する職員の理解度を部署ごとに整理し、理解度が不足する要因を明確にした上で、理解度向上のために取り組むべき課題を検討できたか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（5／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

			>理解度向上のために、どのような情報を伝えることが必要であるかを検討することができたか。 >理解度向上のための施策について、職員が関心を持ち、前向きな参加につながるような工夫をすることができたか。 >上記取組を踏まえ、安全文化の理解度向上につながる学習機会の拡充や創設について検討することができたか。 ・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施するほか、良好事例の共有などにより<u>課室毎の主体的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。</u>（Ⅰ） >コミュニケーション施策へ部署を越えた幅広い層の職員が参加したか。 >安全文化の育成・維持に係る各課等における良好事例を抽出し、整理・共有することができたか。 >各課等が安全文化の育成・維持活動へ主体的に取り組むように工夫できたか。 ・<u>各課等において、柔軟な働き方に対応するための業務改善が、業務の特性を踏まえて実施されるよう組織的に支援等を行う。</u>（Ⅱ） >各課等での業務の特性を踏まえた検討状況を把握できたか。 >支援の取組を行い、課等において主体的な業務改善の取組が実施されたか。
--	--	--	---

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（6／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

6	(1) (8)	様々なレベルでのコミュニケーションの活性化が良好事例として挙げられていることは望ましい傾向であるが、組織内の横のつながりは未だに十分ではないと思われる。人材の多様性を組織の強みとするために、職員間の交流と相互理解を引き続き強化する必要がある。（伴委員）	・職員間の交流や相互理解の醸成については、組織横断的なコミュニケーション施策の実施に加え、各課等が実施するコミュニケーションに幅広い参加を促す施策を網羅的に把握・支援することで様々な部署等における取組の強化を図る。	・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施するほか、良好事例の共有などにより課室毎の主体的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。（Ⅰ） ＞コミュニケーション施策へ部署を越えた幅広い層の職員が参加したか。 ＞安全文化の育成・維持に係る各課等における良好事例を抽出し、整理・共有することができたか。 ＞各課等が安全文化の育成・維持活動へ主体的に取り組むように工夫できたか。 ・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援等を行う。（Ⅱ） ＞各課等で実施する情報共有や意見交換等の取組を網羅的に把握することができたか。 ＞これらの取組の組織内への共有や統廃合といった合理化等を通じ、認知度の向上や参加者の拡大といった活性化につながる支援ができたか。
7	(2)	この箇所は1例ですが、「職員の満足度が向上したか」という評価指標なので、次年度以降は「満足度は〇〇のように向上した」「〇〇という理由で満足した」など、施策の進捗状況欄にもう少し詳しい説明があった方が良く考えます。（長崎委員） 評価結果は設定した目標の難易度にも依存するので単にS評価が多ければ良い訳ではないと前回の原子力規制委員会で指摘があった。これは逆にSの数が増えれば目標設定の適切性の目安になり得るということでもあり、適度なS達成率を意識して次年度の業務計画を策定したい。（評価段階でSの数を調整するのはだめです）（杉山委員）	・令和7年度より原子力規制委員会年度業務計画の評価方針を見直す中で、評価時にその根拠や理由を説明できるよう、「評価の視点」を「計画に記載できた内容を達成できたか」といった繰り返しではなく、「どのように達成することを目指すか」や「どのような状態を達成と判断するか」といった視点から設定することを徹底します。また、引き続き業務計画の達成困難度等を意識した施策分類を付与することで挑戦的な施策への対応を促すなど、適切な目標設定に取り組んでいきます。	・政策評価法に基づく政策評価プロセスと連携して原子力規制委員会全体の業務の評価・改善を実施するなど、マネジメントシステムを確実に運用する。（Ⅰ） ＞原子力規制委員会マネジメント規程に基づく業務を漏れなくかつ遅滞なく実施し、業務改善に資する結果を得られたか。 ＞中間評価において、業務の進捗を踏まえた計画の適切な見直しをすることができたか。 ＞原子力規制委員会年度業務計画等をより適切な根拠等の下で評価し次年度以降の取組につなげられるよう、評価の視点を中間及び年度末評価等へ適切に活用できたか。 ＞各課等における主体的な業務管理・業務の見直しを促進するような取組を行ったか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（7／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

8		エラーの再発防止策が積み重なることで業務が煩雑化していないか、どこかの時点で俯瞰的にチェックすることを考えてはどうか。（伴委員）	・ 是正処置において検討した再発防止策は、それぞれの業務プロセスに取り込まれている。第3期中期目標において、各業務プロセスを効率化・廃止するための仕組みを取り入れることとしていることから、まずは当該仕組みを活用し、再発防止策の合理化等を含めた業務の見直しを進めていくこととしたい。	・ 無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスの特定と効率化・廃止に各課等が主体的に取り組むための仕組みについて、令和8年度内の運用開始を目処に、原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける在り方を検討する。（Ⅱ） ＞他組織における業務効率化等に係る仕組みを調査し、効果的な事例等を収集・把握することができたか。 ＞業務の効率化や廃止に向けた各課等の自主的な取組を促進するための仕組みを、課等年度業務計画の活用など、原子力規制委員会マネジメントシステム上で検討することができたか。
9	(4)	N-ADRES（公開情報管理システム）改善の取組みに関する評価結果に異論はない。しかし、使いにくくなったとのご意見を特に従来システム（階層構造での情報管理）に慣れた外部の方々からよく聞くため、マニュアルや使い方に関する教材等の充実を希望する。（杉山委員）	・ N-ADRESについて、次回の更改に向けたシステム構造等からの見直しを進めつつ、現行システムの使い方に係る理解度を向上させる工夫も併せて検討する。	・ ホームページにおける情報の整理や検索性の向上を図り、適切に運用する。（Ⅱ） ＞令和7年度に行うホームページシステム更改によって、N-ADRESとの連携を強化することで階層構造での情報管理を向上させることができたか。 ＞N-ADRESに資料を登録する際、固有番号及びメタデータ等が適切に付与されていることを確認し公開作業をする等、適切に整理・運用できたか。 ＞ホームページ、旧N-ADRESシステム及び国会図書館インターネット資料保存事業（WARP）からの移行データのうちメタデータが付与されていない資料に対しても、登録作業を行うことができたか。 ＞N-ADRESに関して、閲覧性を向上させるために必要な機能を把握し、適切に改修することを検討できたか。
		情報提供に関して、HPなどの在り方は要検討事項だと思われます。（長崎委員）		

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（8／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

10	(5)	問15: 一般向けのわかりやすい情報提供の肯定率が低い点は職員の問題意識や責任の表れとして前向きに受け止めているが、知識を有する職員自身がわかりにくさを感じているとしたら問題である。今回のアンケートでも改善案が寄せられているようだが、個別資料への具体的な指摘や提案などを含めて職員からのコメントを常時募ってはどうか。既に仕組みがあるとしたら改めてコメントを促す周知をお願いしたい。（杉山委員）	・ ご指摘等を踏まえ、引き続き職員からの提案も受け止めつつ、資料の改善等に係る施策を実施する。	・ 原子力規制委員会の議題について、内容の正確性を担保した上で、技術的・専門的な議論の内容が受け手に受け取りやすく、理解しやすいように、追加的・補完的コンテンツの作成に取り組む。（Ⅰ） ＞追加的・補完的な説明資料について、内部職員やメディア関係者からのフィードバックを受けた工夫を行ったか。 ＞追加的・補完的な説明資料について、紙資料に限らず、受け手が受け取りやすいようなコンテンツを用いて作成されているか。
		2. 一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると考えている職員の割合が少ないことについて 経年によって変化無く低い値を取っていることは、「わかっているけれどもどうしようもない、あるいは自分のできる事ではない」というような感覚を持っているのではないだろうか。論理的なわかりやすさだけでなく「心に響く」といった感覚的なわかりやすさも追求しないと、一般市民にとってのわかりやすい情報にならないと思われる。論理的と感覚的の両立は役所にとっては難しい課題であるので、ちょうどいい塩梅（あんばい＝バランス）を見つける必要がある。（山岡委員）		
11	(7)	残業時間を課室員平均で表記していますが、最大値、最小値、中間値や（性が2つしかないという意味で不適切な表現ですが、そこはご容赦頂いて）男女の違いまで見て、上長の方との認識を共有する（これは公開する必要はないと思いますが）ことで、課室内での業務の平均化や個々の課室員への個別支援なども可能になるのかもしれませんが。労務行政研究所の資料では、2024年の日本の平均時間	・ マネジメントレビューでは業務計画の進捗のために投入した人員の分析として、課室等での残業時間を分析しているが、各課室における日常の勤務管理において各個人の超過勤務状況を管理するとともに、人事部局が個人単位での長時間の超過勤務を行った職員を把握し、課等の長に共有するなど、職員個人の超過勤務状況に対するフォローして適正化を図っているため、	・ 技術系、事務系及び研究職ごとの特性や、各部署における専門人材の確保・育成状況等を踏まえ、新規採用や中途採用、人材育成などに関する中長期的な戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定する。（Ⅱ） ＞顕在化した懸念の解決と中長期的に業務に必要な体制の確保に向け、関係部局とともに検討し、関係部局の意向も織り込んだ戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定できたか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（9／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

	外労働時間は17時間だそうです。 また、国際室、緊急事案対策室、保障措置室で残業時間が下に凸で高止まりしています。減少傾向が見えますが長時間残業となっている人事課や会計部門も含めて、課室ごとのアンケートやインタビュー内容の分析などから、次年度での対応策をご検討ください。（長崎委員） 残業時間について、地方拠点で昨年度から大幅増が見られたとのことだが、原子力規制事務所だけの平均値も増加したと判断される。施設の状況、職員の数・平均年齢、事務所ーサイト間の移動時間などの事務所・拠点ごとの様々な要因を考慮して分析を行い、その上で必要に応じた人事措置を検討したいと考える。（杉山委員） 投入人員の分析に当たっては、相対的に残業の多かった課室に対策するというreactiveな対応に加えて、ある程度将来を見据えたproactiveな対応も期待したい。（伴委員）	引き続きこの取組を継続していく。 ・また、無駄なプロセスの廃止を含めた業務プロセスの効率化やICTツール等を活用した業務改革等を通じて業務負荷を軽減するほか、職員間の業務の平準化に配慮した人事配置等を行うことで、超過勤務の削減や偏りの防止に努める。 ・更に、第3期中期目標においては、中長期的な人事戦略を検討することとしており、これを踏まえ、現在はもちろんのこと将来を見据えた職員の適切な確保や能力向上等を通じて、適切なリソース配分を実現していく。	＞改定された基本方針の実現に向け、学習・研修等への反映、機会確保のための検討に着手できたか。 ・無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスの特定と効率化・廃止に各課等が主体的に取り組むための仕組みについて、令和8年度内の運用開始を目処に、原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける在り方を検討する。（Ⅱ） ＞他組織における業務効率化等に係る仕組みを調査し、効果的な事例等を収集・把握することができたか。 ＞業務の効率化や廃止に向けた各課等の自主的な取組を促進するための仕組みを、課等年度業務計画の活用など、原子力規制委員会マネジメントシステム上で検討することができたか。 ・テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で、効果的かつ効率的に業務を進めることができるよう、個々の業務手順等の改善を図るほか、職員の理解等を向上させる取組を実施する。（Ⅱ） ＞各部署とのコミュニケーションを通じて、柔軟な働き方の実施や職員の理解向上に係る課題を把握することができたか。 ＞柔軟な働き方の中で生じる課題に対して、対策や将来的な取組の方向性を示すことができたか ＞職員の理解等を向上させるための策を実施したか ・職員のキャリアパス、職員間の業務の平準化に配慮しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。（Ⅱ） ＞職員の希望や関係部署の業務量見通しを把握しつつ、キャリアコンサルティング面談の結果等を考慮しながら、組織目標実現に向けて必要な部署に必要な職員を配置できたか。 ・中長期的な視点から組織構成及び人員配置等の資源配分の状況を踏まえた、機構・定員要求を実施する。（Ⅰ） ＞組織の課題を適切に把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分の改善に向けて機構・定員要求を実施したか。
--	---	---	--

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（10／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

1 2		昨年度のマネジメントレビューにおいて、若手職員に対するアンケート調査に基づき指導・育成を行う上司のマネジメント力の強化が課題として挙げられたが、これを受けた取組みは実施あるいは検討されたか？（杉山委員）	・令和6年度においては、管理職等が部下の業務管理等を実施する際に採るべき方針を明確化し、これを踏まえてマネジメント力の向上を図るための研修を実施した。令和7年度においても、これらの取組を改善しながら継続的に実施していく。	・昨年度に引き続き、部下の業務管理等についての管理職の力量向上を図るための効果的な研修やグループワークを企画し、提供する。（Ⅰ） ＞参加した管理職が新たな気づきを得られるような効果的な研修やグループワークを実施できたか。
1 3		アンケートを取り、そこで抽出された課題への対応策も検討されていて良いと思います。一方で、例えば研究職の方々からのアンケートで出てきている、研究活動以外の事務処理や学習を制限する報告義務等によるモチベーションの低下は、第3期中期目標を考えるにあたって研究職の方々との意見交換をさせて頂いた際に、研究職での人事評価は研究成果である一方、実際の業務には委託研究を円滑に実施するための調整などを含む多数の事務作業があり多くの時間がそちらに割かざるえない、というご意見がありました。この事務作業の中には、（大学などとの連携強化という観点からも）自動化やアウトソーシングに適さない業務もそれなりの量あると想像します。人事評価の在り方と、課内での業務分担の実態の両方からの対策が望まれると思います。また、次年度以降、アンケート全体で抽出されたさまざまな課題についての背景を、インタビューなどで探って根本原因を明らかにしていくことも必要かもしれません。（長崎委員） 3. 研究職特有の課題について 研究職特有の課題として「研究以外の事務処理や学習を制限する報告義務等によるモチベーションの低下」が課題としてあげられている。私見では、研究の現場では「集中する時間と深さ」が研究者の	・研究職の役割を明確化すると同時に、それを達成するためのモチベーションの維持・向上や人事評価のあり方等について、引き続き原因等を踏まえた改善を図っていく。また、研究実施に伴う事務作業について、業務として発生することは必然である一方、当該業務の効率化・廃止などの見直しの仕組みを活用し、研究職の働き方の改善を検討していく。	・多様化する研究業務及び規制支援業務を適切に管理するため、組織的かつ効率的な研究体制のあり方について検討する。（Ⅱ） ＞技術の開発動向を見据えた人材配置や管理職の実員増など、各研究部門の体制を強化する取組について方向性をまとめたか。 ＞研究職が行う規制への技術支援のあり方についての検討を踏まえ、具体的な取組を進めたか。 ＞より研究に資源を投入できるような業務の進め方を検討できたか

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（11／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

		満足と研究成果につながると考えている。事務処理等でいったん途切れると、その時間が短くても、集中を取り戻すには相当の時間が必要となり、そのことがモチベーションの低下につながっているのでは無いかと思う。今後の環境の改善においては、時間が細切れにならないような工夫が必要であろう。（山岡委員）		
1 4	(8)	規制委員会・規制庁としてテレワークなどの仕事の進め方の改善を図る方向で検討されていますが、コミュニケーションの希薄化、連携・連帯意識の希薄化への懸念があるようです。一方、日本でどうだったかは知りませんが、オンタリオ州では2020年3月から小学校から大学まで完全オンライン講義となり、McMasterでは2022年3月の途中から事実上の対面講義への復帰、4月は完全対面での期末試験となりました。このため、期末試験では、2年間のオンライン講義のため人に会うことに慣れなくなってしまう1年生で少なくない数の学生が、学生で溢れる大会場の試験場でパニックを起こしました。推進にあたっては、精神面でのサポートも考慮してのバランスをどう取るかも今後の課題なのかもしれませんね。（長崎委員）	・業務改革推進チームにおいては、働き方改革の推進やICTツールの導入等と併せて、コミュニケーションの活性化の取組を使命として掲げており、これらを同チーム内で一体的に進めることで、適切なバランスを目指して取り組んでいく。	・テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で、効果的かつ効率的に業務を進めることができるよう、個々の業務手順等の改善を図るほか、職員の理解等を向上させる取組を実施する。（Ⅱ） ＞各部署とのコミュニケーションを通じて、柔軟な働き方の実施や職員の理解向上に係る課題を把握することができたか。 ＞柔軟な働き方の中で生じる課題に対して、対策や将来的な取組の方向性を示すことができたか ＞職員の理解等を向上させるための策を実施したか ・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援等を行う。（Ⅱ）【再掲】 ＞取組の性質に応じてより幅広い層の職員に参加を促すなど、職員が取組を通じてコミュニケーションを図れるような工夫をしたか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（12／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化			
15	(2) (3)	リスク情報の活用については、事業者の主体的な取り組みにつなげるという観点から、中長期的な方向性を議論することが必要ではないか。（伴委員）	・リスク情報の活用に係る事業者との議論等の中で、事業者の主体的な取組を促していくことを計画に組み込む。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。（III） >新たに設置したリスク情報活用に関する議論の場において、原子力事業者等と意見交換を実施できたか。 >検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 >原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適切性確認を行ったか。 >検査等に活用するに当たって、PRA評価の経験、議論等により、産業界、規制側の課題を抽出し、方針等を検討することができたか。
16	(4)	新しい技術動向について、報告を受ける、情報収集を行う、意見交換をする、では、新しい技術の活用について受け身であるように思います。世界での規制への新しい技術利用の現状に遅れないように、積極的に取り込んでいく必要があるのではないのでしょうか。もちろん、新技術利用に伴うリスクは十分に考慮し、規制での利用とはどうあるべきかの議論が必要なことは言を俟たないですが。（長崎委員） 人工知能（AI）に関する情報収集に関しては、AIという言葉にとらわれるのではなく、目的と狙いを明確にした上で戦略的に取り組む必要がある。（伴委員）	・第3期中期目標において「事業者の取組状況や国内外の新たな動向を的確に捉え、規制基準等の検討・整備を進める。（II.（4））」と掲げているなど、情報を集め理解し必要な対応を取る趣旨の施策目標を掲げているところ、この趣旨や取組の狙いが明確になるよう、年度業務計画において明確化する。 ・今後の規制活動に資するよう、新たな技術の開発動向の変化を敏感に捉えて、継続的に対応できる仕組みの構築も含め、国内外の情報収集を行っていく。（III） >情報収集に係る新たな体制や仕組みを構築したか。 >AI、AMT等の新たな技術に係る産業界での取組状況等について情報・知見を収集するとともに、国内産業界で具体化の進んでいない新技術を含め、国際的な動向等の情報収集に努めたか。 >調査の結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告を行い、情報の取り扱いについて検討行ったか。 ・適時適切な規制活動への反映を目指し、国内外の情報収集活動により得た、新たな技術の開発動向（次世代炉、AI、最新の安全技術等）や原子力規制に対する国内外の最新知見を収集するとともに中長期的な安全研究の課題を検討する。 >必要な課題を特定して積極的な情報収集を行い、技術基盤グループにおける連絡会等で共有し、中長期的な安全研究の課題を検討したか。 >最新の技術動向を踏まえ、将来の安全研究につながる調査・研究を若手研究職中心に自発的に実施したか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（13／14）

○令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に反映するもの

1 7	(5)	また、大学との連携という表現も、抽象的過ぎるのではないかと感じます。（長崎委員）	・第3期中期目標で掲げた「大学等の外部支援が期待できる機関における技術基盤の強化を図るとともに、人材交流を含め相互の意思疎通や一層の連携強化を図る。」という目標の下、具体的にどのような取組を行うのか、計画の中で具体化します。	・将来的な規制課題に対応できるよう、補助金事業や共同研究を通じて、大学やJAEA等における人材面及び設備面など等での技術基盤の強化を図る。（Ⅱ） ＞補助金事業を実施するとともに、補助事業者である大学やJAEA等と定期的なコミュニケーションを図ることで、原子力安全の研究能力の強化、具体的には、人材育成及び設備整備をはじめとする基盤構築に寄与したか。 ＞また、大学やJAEA等と規制課題を踏まえたテーマで共同研究を実施したか。
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施				
1 8	(2)	3Sのインターフェイスでの取り組みでは、次年度以降インターフェイス（でのコンフリクトなども含めて）を想定した訓練はぜひ実現させてください。 3Sがすぐには難しい場合は、SafetyとSecurityの2Sで。（長崎委員）	・セキュリティ事案に起因して安全に影響を及ぼすような事象を対象とした訓練はこれまでも実施しており、今後もこれらの連携に係る訓練を実施していく。	・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。（Ⅱ） ＞核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、核物質防護と原子力安全の連携などについて検討し、抽出した課題に対し、改善策を立案し、訓練等での有効性を確認することができたか。
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施				
1 9	(3)	「屋内退避の運用に関する検討チーム」に自治体等から寄せられた要望・意見を整理し、今後の活動に反映することが望まれる。（伴委員）	・「屋内退避の運用に関する検討チーム」に寄せられた要望を踏まえ、屋内退避の運用の在り方がより分かりやすいものとなるよう対応を進める。	・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、屋内退避の運用に関する社会の理解がより深まるよう、関連文書の充実化等の取組を進める。（Ⅱ） ＞年度内に検討チーム報告書で指摘された事項について、委員会での議論も踏まえ、原災指針改正等の具体的な取組を実施したか。 ＞屋内退避に対する住民の理解促進に繋がる説明を行うなど、自治体等から寄せられた要望・意見を踏まえた活動を行ったか。

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（14／14）

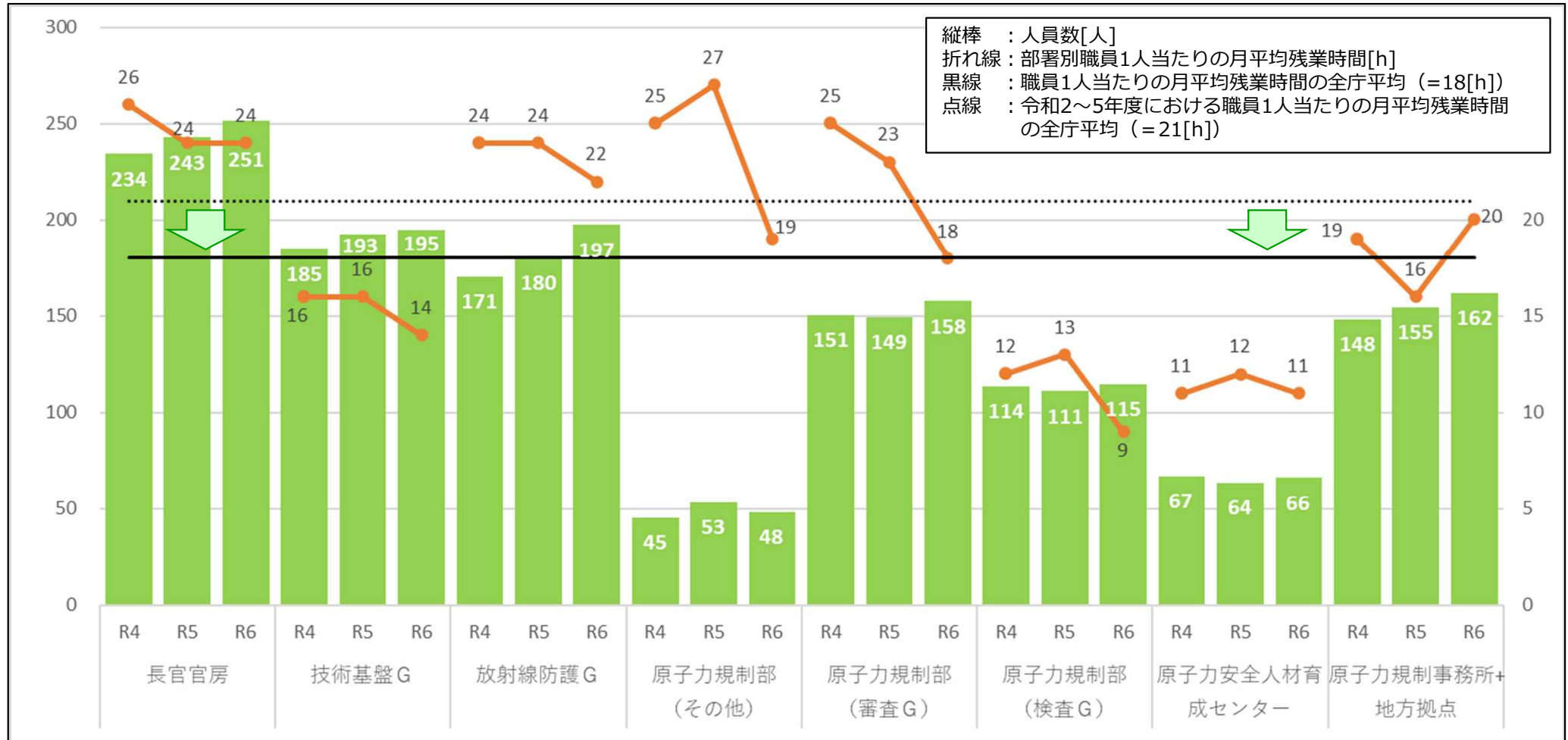
○マネジメントシステムの運営など、令和7年度原子力規制委員会年度業務計画以外の対応に反映するもの

	指摘事項	対応方針
令和5年度マネジメントシステム内部監査の実施状況		
20	内部監査は、かなり定着し、事務所や部門などの現場での良い取り組み事例を組織全体の改善に繋げる努力をして欲しい。（山中委員長）	・内部監査等によって得られた良好事例を庁内に展開し、組織全体の業務改善につなげる取組を引き続き実施する。
要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況		
21	不適切な事案が本年度も発生しているので、自らの身を律することは極めて大切であり、今後必要な是正措置を着実に遂行して欲しい。（山中委員長）	・要改善事項や是正処置については、発生部署等における対応を引き続き担当部署において支援・管理し、継続的に改善を進めていく。
22	是正処置を講じた件は、一昨年までは処置内容の記載までだったが、昨年は効果確認中という記載が加わり、今年から効果の確認結果が記載されるようになった（参考資料3）。レビュー報告における大きな改善と認識している。（杉山委員）	・要改善事項や是正処置の対応支援・改善を引き続き実施し、その状況についてもマネジメントレビューの中で継続して報告していく。

マネジメントレビューへの報告概要

① 年度業務計画に基づく業務の実施（投入人員の分析・総論）

- 各部署の所属人数及び職員1人当たりの月平均残業時間の推移を比較した
（対象期間：令和4年度～令和6年度。個別課室の結果は参考資料1）



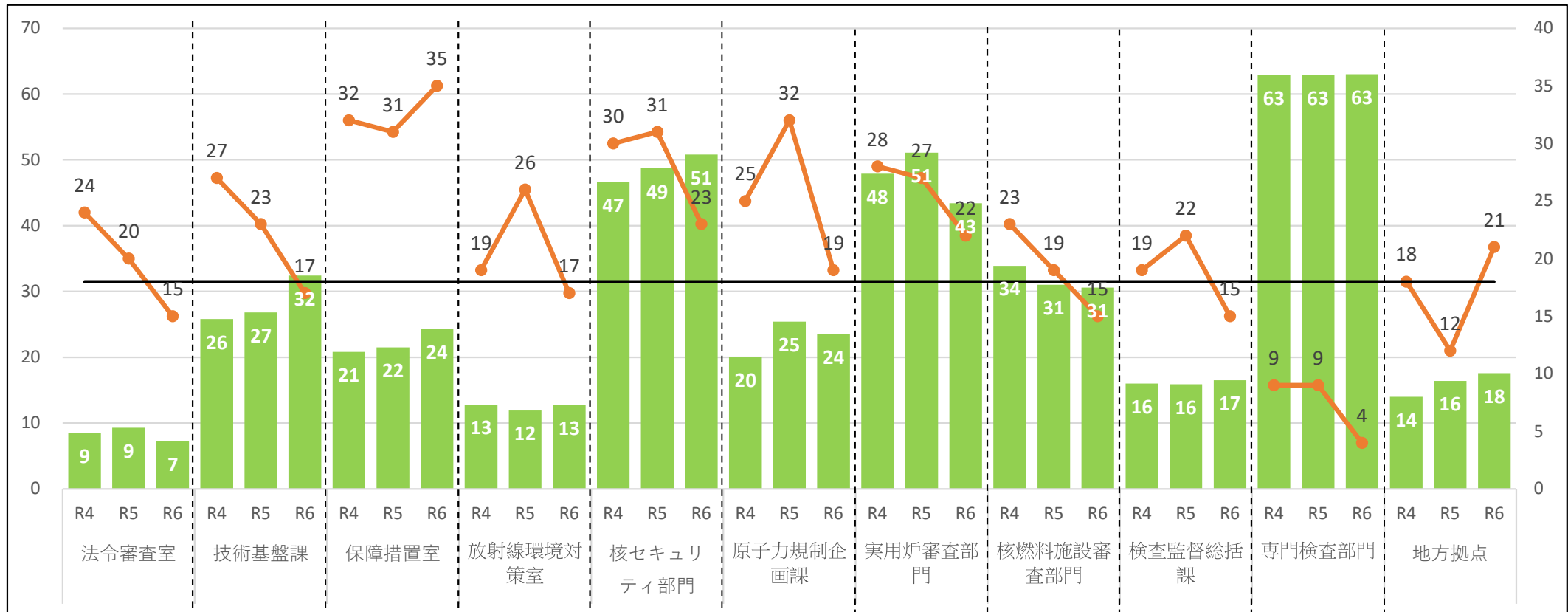
- 原子力規制庁職員全体の1人当たりの月平均残業時間については18時間となった。
（令和2～5年度は21時間）

マネジメントレビューへの報告概要

① 年度業務計画に基づく業務の実施（投入人員の分析・各論）

- 職員1人当たり月平均残業時間が令和5年度から4時間以上変化した課室における所属人数及び月平均残業時間の推移は以下のとおり

縦棒：人員数[人]
折れ線：課室別職員1人当たりの月平均残業時間[h]
黒線：職員1人当たりの月平均残業時間の全庁平均（=18[h]）

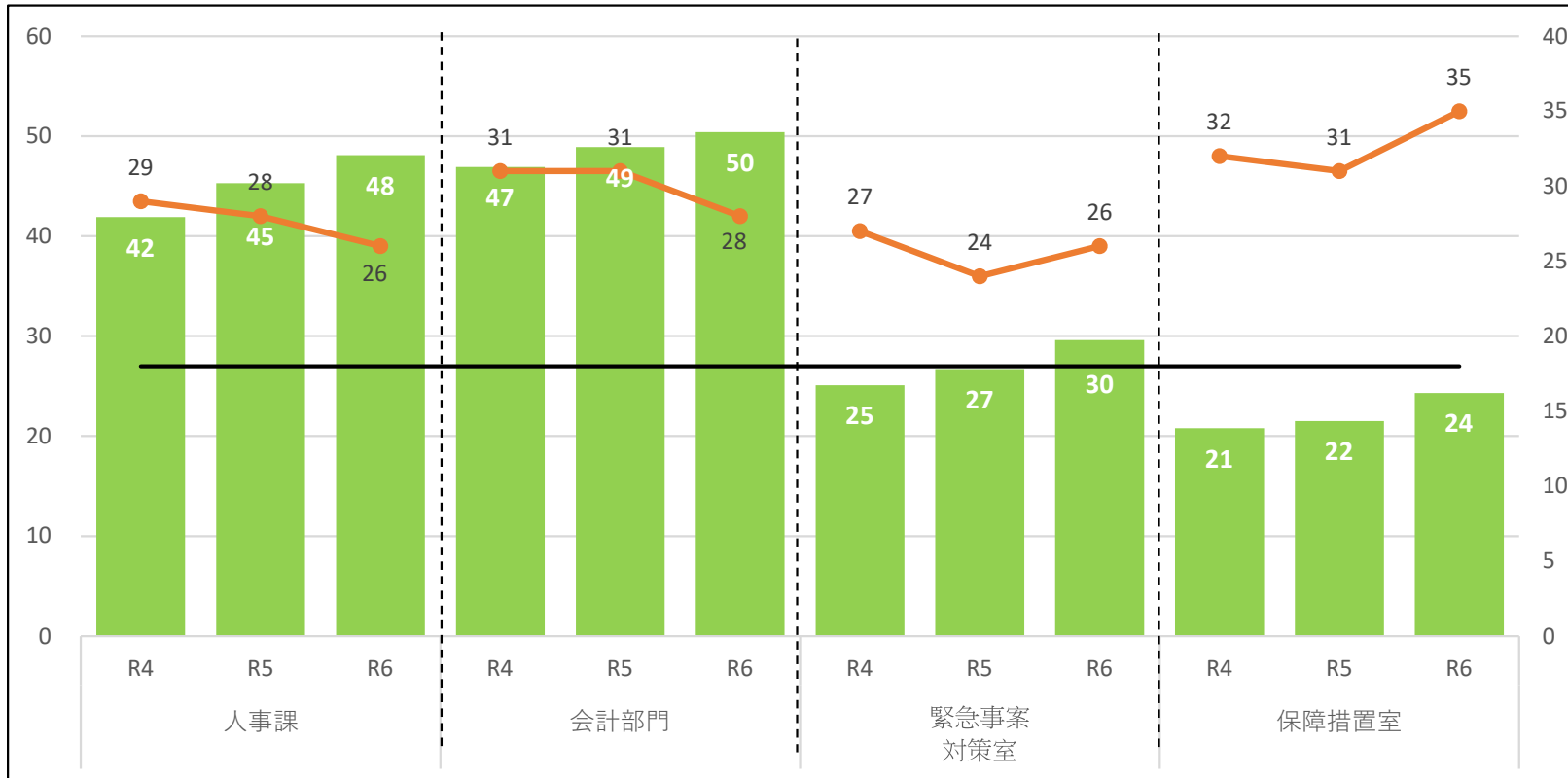


- 保障措置室及び地方拠点を除く全ての課等（9部署）において、職員1人当たりの月平均残業時間が4時間以上削減されている。
- 一方で、保障措置室においては、人員増に関わらず職員1人当たりの月平均残業時間が4時間増加しており、要因の特定と体制の改善等が求められる
- また、地方拠点についても大幅増の傾向があり、要因の特定が必要

縦棒：人員数[人]
折れ線：課室別職員1人当たりの月平均残業時間[h]
黒線：職員1人当たりの月平均残業時間の全庁平均（=18[h]）

①年度業務計画に基づく業務の実施（投入人員の分析・各論）

- 職員1人当たり月平均残業時間の過去3年平均が25時間以上である課室※における所属人数及び月平均残業時間の推移は以下のとおり）



※令和5年度より4時間以上の残業時間減があった課室は除く

- 人事課、会計部門、緊急事案対策室、保障措置室（再掲）では、比較的高い値で1人当たりの月平均残業時間が推移しており、それぞれの要因を踏まえた業務の効率化や資源配分の見直しといった工夫が更に必要なものと考えられる
- 一方で、該当課等が令和5年度より2部署減っており、全庁的には改善傾向にある

② マネジメントシステム内部監査の実施状況（総論）

・ マネジメント規程に基づき以下の部署にマネジメントシステム内部監査を実施（詳細は参考資料 2）

被監査部署		監査の結果抽出された事項		
		要改善事項	改善が望ましい事項	良好事例
1	佐世保原子力艦モニタリングセンター（佐世保MC）	0	2	4
2	川内原子力規制事務所（川内事務所）	0	1	2
3	放射線環境対策室（放環室）	0	2	1
4	柏崎刈羽原子力規制事務所（KK事務所）	0	0	2
5	情報システム室、公文書監理・情報化推進室（情シス等）	0	1	2
6	原子力安全人材育成センター 原子炉技術研修課（人材C）	0	1	3
合計		0	7	14

※上記のほか中長期的に留意すべき点や継続的な取り組みが望まれる事項等の特記事項として抽出し記録している

- ・ いずれの部署においても、マネジメント規程に基づく以下の4項目は適切な状況であり、マネジメントシステムが概ね有効に機能していると評価した
 - ①原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画の進捗状況
 - ②安全文化の育成・維持
 - ③リーダーシップの発揮
 - ④課等年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

② マネジメントシステム内部監査の実施（改善が望ましい事項の概要）

- ・ 内部監査において抽出された「改善が望ましい事項」は以下のとおり

被監査部署	改善が望ましい事項（7件）
佐世保MC	監視情報課年度業務計画の照会及び共有並びに業務分担の明確化
	原子力艦モニタリングセンター所長の役割の明確化
川内事務所	事務所内コミュニケーションの一層の活性化
放環室	原子力艦モニタリングセンターとの連携の充実
	課等年度業務計画における体制等に係る記載の適正化及び当該計画の積極的な活用の促進
情シス等	原子力規制庁内の情報セキュリティ意識の向上
人材C	組織内における人材育成に対する重要性等の認識向上

※上記は、あくまで被監査部署における内部監査で抽出された事項であり、必ずしも被監査部署に対する指摘とは限らない

- ・ 内部監査においては、主に地方事務所と本庁との連携や事務所内でのコミュニケーションに係る課題が散見された
- ・ 抽出された事項については、事実関係を確認した上で関連部署に展開し、適宜改善を図っていく見込み

② マネジメントシステム内部監査の実施（良好事例の概要）

- ・ 内部監査において抽出された「良好事例」は以下のとおり

被監査部署	良好事例（１４件）
佐世保MC	「原子力艦放射能調査支援業務 保守・更新チーム合同会議」への参画
	米軍を始めとする関係機関との連携及び調整
	所長主導による所内安全意識の向上等
	人事課地方班の主催する事務補佐員の本庁交流会
川内事務所	上席放射線防災専門官の年度業務計画策定及び事務所内での連携
	教育訓練及び研修に係る資料の工夫並びに必要な知識の積極的な文書化
放環室	委員・指定職等への能動的な説明対応
KK事務所	積極的なコミュニケーションが図られる事務所風土の構築及び当該コミュニケーションにおいて育成される安全文化
	BWR再稼働前の対応に係る勉強会の実施
情シス等	情報セキュリティ対策を考慮したシステム構築を実施するための工夫
	専門性の向上に係る学習機会の提供
人材C	課長を介した原子力規制委員会の安全意識や業務方針の室内への展開
	シミュレーター等を活用した事務官向け研修の企画及び実施
	検査部署とのコミュニケーションを始めとする研修の改善に向けた取組

- ・ 内部監査においては、地方事務所等におけるコミュニケーションの活性化やリーダーシップの発揮による安全意識の向上を含めた、安全文化の育成・維持が良好事例として見られた。また、本庁・地方の両方で、専門的知見を得るための施策等が確認できた。

マネジメントレビューへの報告概要

③要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況（報告件数等）

- ・ 前回のマネジメントレビュー以降に報告を受けた要改善事項の状況（令和6年3月6日から令和7年2月26日まで）は下表のとおり（詳細は参考資料3）

	報告を受けた案件（計13件※）	実施状況		担当部署
		要改善事項	是正処置	
175	再処理事業等の変更許可申請書に関する審査の結果の案に関する誤記	令和6年3月8日	令和7年2月19日	地震・津波審査部門
176	労働者派遣法に基づく東京労働局からの是正指導	令和6年4月16日	令和7年2月21日	技術基盤課、システム安全研究部門、シビアアクシデント研究部門、会計部門
177	元職員による入門証廃棄事案	令和6年9月6日	③効果確認中	検査監督総括課
178	個人情報を含む職員の給与に係る情報等の全庁共有フォルダへの保存	令和6年10月8日	①要因分析・是正処置検討中	会計部門、国際室、人事課
179	核燃料物質の使用変更許可における審査書の記載誤り	令和6年10月24日	令和7年2月19日	研究炉等審査部門
180	法令に基づく指定機関の予算手続の不備	令和6年10月24日	①要因分析・是正処置検討中	保障措置室
181	施行を要する文書の起案、決裁行為を経ない発出	令和6年10月25日	①要因分析・是正処置検討中	保障措置室
182	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報のマスキング漏れ及びマスキング不備（計量管理規定）	令和6年10月25日	①要因分析・是正処置検討中	保障措置室
183	総務大臣への送付資料及び原子力規制委員会ホームページ掲載資料の不備	令和6年10月25日	③効果確認中	総務課政策評価班
184	設計及び工事の計画認可申請内容に関する誤った見解の事業者への伝達	令和6年11月1日	令和7年2月21日	実用炉審査部門、高経年化審査部門
185	秘密文書の不適切な管理	令和7年1月31日	①要因分析・是正処置検討中	実用炉審査部門、高経年化審査部門
186	実用炉規則等の改正規則における決裁文書等の誤記について	令和7年2月17日	①要因分析・是正処置検討中	原子力規制企画課、法令審査室
187	SE室入室用セキュリティカードの誤廃棄	令和7年2月21日	①要因分析・是正処置検討中	技術基盤課、会計部門
	原子力規制検査に係る手数料の誤った徴収	手続き中		検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門

※ 過去のマネジメントレビューにおける新規報告件数：令和2年度14件、令和3年度29件、令和4年度20件、令和5年度10件

④安全文化の育成・維持に係る活動状況（アンケート等調査の実施）

・ 行動計画（※ 1）に基づき、安全文化に係る以下の調査を実施（詳細は参考資料 4）

調査手法等

(調査手法)

- ・ 全庁職員を対象としたアンケート調査（回答者数：1159名、回答率：96.1%）
- ・ 中堅職員（30代後半～40代前半の補佐・係長）を中心としたインタビュー調査（計45名）

(調査設計のポイント)

- ・ 健全な安全文化の育成・維持状況及び職員のエンゲージメントの確認（定点観測）
- ・ 原子力規制委員会における職員の安全文化に対する認知・理解・業務における浸透状況の確認を主眼に置いて、調査項目等を設定
- ・ 昨年度から要素区分を変更し、「原子力規制委員会全体の安全文化」「職場の業務・組織運営」「仕事への満足感」「成長機会」の既存 4 要素に「課室の安全文化」の観点を追加

調査結果・全体

・ 令和 5 年度と比較して、概ね肯定率※に有意な差はなかった（現状維持） ※設問に対して肯定的な回答をした者の割合

・ 回答者の属性により傾向に差が見られる中で、職員全体で一様に低い肯定率を示した指標は以下のとおり

要素	R6_肯定率	R5_肯定率	R4_肯定率
I 原子力規制委員会全体の安全文化	65%	64%	64%
II 職場の業務・組織運営	69%	64%	67%
III 課室の安全文化	67%		
IV 仕事への満足感	66%	68%	71%
V 成長機会	76%	72%	73%

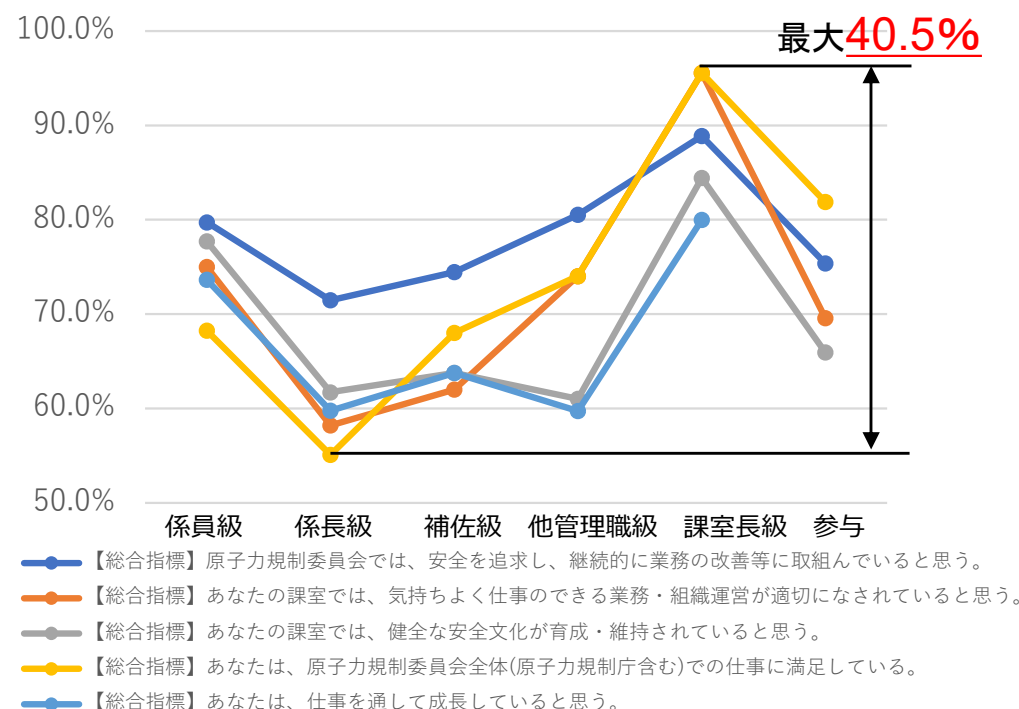
属性等に依らず一様に低い肯定率を示した指標	肯定率
15.原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う。	37.3%
29.あなたの課室の人員数は、過不足なく適切であると思う。	25.5%
39.あなたの課室の長は、令和 5 年度の安全文化アンケートの課室別フィードバックレポートを活用し、改善に取り組んでいると思う。	55.1%
40.あなたの課室の長は、率先して業務の中で安全文化の理解促進活動に業務量を分配していると思う。	47.8%

※ 1 マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日）

マネジメントレビューへの報告概要

④安全文化の育成・維持に係る活動状況（アンケート等調査の実施）

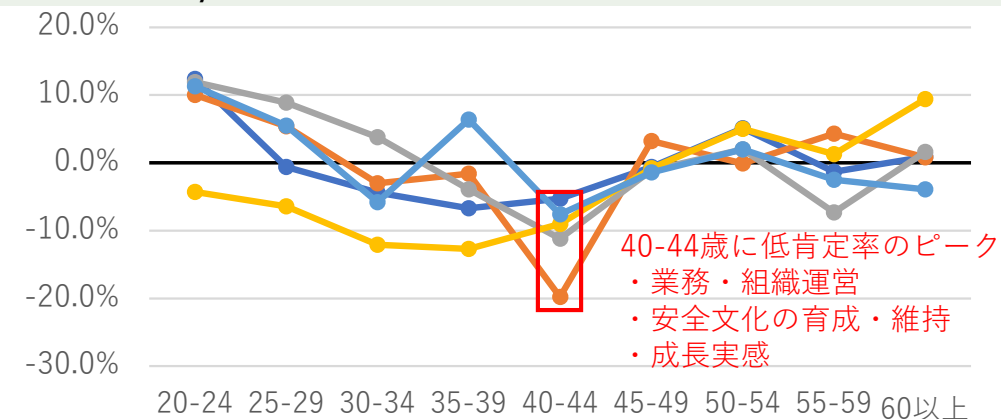
・総合指標/個別指標ともに、役職間でのギャップが最も大きい（特に課室長と係長級）



役職間ギャップの大きい個別指標の例 (課室長 - 被管理職)	肯定率	
	課室長	被管理職
19. 業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切である	80.0%	55.5%
21. 仕事が偏りなく適切に分担されている	60.0%	41.5%
34. グレーデッドアプローチに基づいて業務の管理等をしている	71.1%	41.5%
37. 各職員の業務に対する意識・士気が高い状態だと思う。	93.3%	56.6%

係員級の肯定率が高い個別指標の例	平均	係員
62.あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う。	55.7%	73.0%
64.あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる。	47.5%	66.9%
66.あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司(ロールモデル)がいる	33.5%	52.0%

・総合指標/個別指標ともに、一部の年齢（40～44歳）において肯定率が落ち込む特徴が確認された



▲年齢による総合指標に対する肯定率の変化（平均との差分）

40～44歳で特別低下する指標の例	肯定率	
	平均	40～44
22.忙しいときや困ったときに、業務分担任を超えて協力している	64.5%	47.2%
23.「良い仕事をした」と思ったときに、メンバー間で認め合ったり、感謝の意が示されたりする職場である	64.5%	49.4%
【総合指標】気持ちよく仕事のできる業務・組織運営が適切になされている	66.0%	46.2%

④安全文化の育成・維持に係る活動状況（アンケート等調査の実施）

今後の取組・全体

- ・属性に依らず一様に低い肯定率を示した指標については、全体の課題と捉え引き続きの改善を図る

課題	追加・拡充策
・分かりやすい形での情報提供のあり方	・既に実施している分かりやすい情報提供を、継続的に改善しながら引き続き実施する
・核セキュリティに対する全庁的な理解	・安全文化の育成・維持及び核セキュリティ文化醸成のための取組を担当部署間で連携し企画する
・課室へ配属される人員数の適切性	・必要な人員の継続的確保のみならず、業務効率化や廃止を通じて、業務負荷の軽減等に努める
・アンケート調査フィードバックレポートを活用した課室等業務の改善	・活用方法の継続的な改善と組織内周知の充実を図る

- ・アンケートに加え、インタビューで抽出された以下の課題についても改善を図る

・業務モチベーション（士気・意欲）の維持・向上	・「目標設定の難しさや達成感の得難さがモチベーションの低下につながっている」とのインタビュー結果等も踏まえ、個人の業績目標の活用に係る支援や管理職による関与を強める
・情報共有ツールの統一的な運用 ・オンラインコミュニケーションの改善	・コミュニケーションツール等の運用整理及び効果的な活用方法の検討を継続して進める

- ・課室長と被管理職との間に見られた認識のギャップについては、今回のアンケート結果を踏まえて各管理職が状況を把握できる機会を設けるほか、インタビューから得られたコミュニケーションスタイルの差異（属人性）による課題等の解消を念頭に、改善策を検討し実施する。

今後の取組・属性等

- ・補佐級・係長級職員を中心に肯定率が低い以下の事項を、特に課題と捉え、改善策を検討・実施する。

課題	追加・拡充策
・適切な指導や研修の機会、マニュアル等による業務遂行において必要となる情報の入手	・係員（特に年齢の若い職員）からは、比較的高い肯定率が得られていることから、現行施策については一定程度効果があるものと考えられる ・同様に、係長・補佐級職員の専門性向上やキャリア形成のための支援や研修機会の創出が必要
・40～44歳職員の「職場の業務・組織運営」「課室の安全文化」「成長機会」に係る肯定率が低い	・当該年齢層において、上司との関係性や上司の振る舞いに対する否定的な自由回答が多く見られたことから、上司（管理職）の振る舞いを含めた職場環境の改善が求められる ・令和6年度より開始した管理職のマネジメントに係る研修等を改善しつつ対応していく

- ・インタビューで研究職特有の課題として特定された事項（行政職との文化ギャップによる業務連携上の課題、研究以外の事務処理や学習を制限する報告義務等によるモチベーションの低下）についても、技術基盤Gを中心に環境の改善等を行う

令和 6 年度 原子力規制委員会年次報告の概要

原子力規制委員会

原子力規制委員会の令和6年度の主な取組

➤ 原子力規制委員会委員の交代と第3期中期目標の制定

- 令和6年9月18日に田中委員及び石渡委員が退任し、翌9月19日に長崎委員及び山岡委員が就任した。
- 令和7年4月から令和12年3月までを目標期間とし、原子力規制の着実な実施と継続的改善に取り組みつつ、中長期的な課題に対応できる持続可能な組織への成長を目指した、第3期中期目標を制定した。

➤ 日本原子力発電敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請に対する処分

- 補正申請以降、8回の審査会合で審議を行うとともに2回の現地調査を行った結果、設置許可基準規則に適合していると認められないことから、令和6年11月13日に許可をしないこととする処分を行った。

➤ 高経年化した原子炉施設に関する安全規制の円滑な移行

- 長期施設管理計画認可制度の令和7年6月からの本格施行に向け、令和7年1月に関係規則等の改正を決定し、必要な関連制度の整備を完了した。
- 新制度の本格施行以降も運転開始後30年以上の運転をしようとする原子炉施設について、施行日までに認可が必要な長期施設管理計画認可申請12件のうち、11件を認可した。

➤ 国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッションの受け入れ

- 令和6年7～8月にIAEAのIPPASミッションにより、我が国の核物質防護の取組について専門家によるレビューを受けたところ「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解を得た。

➤ 原子力災害時の屋内退避の運用の検討

- 検討チームにおいて、屋内退避の解除要件、継続を判断するタイミングの目安、屋内退避中の一時外出の考え方などを示した報告書を取りまとめた。

令和6年度 原子力規制委員会年次報告の概要

目 次

<u>第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</u>	P3
<u>第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化</u>	P5
<u>第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</u>	P11
<u>第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</u>	P13
<u>第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</u>	P16

本概要の位置づけ

本概要は、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第24条に基づき、第217回通常国会会期中に報告する「令和6年度原子力規制委員会年次報告」の概要を取りまとめたものである。

◎原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)(抄)

(国会に対する報告)

第24条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実(1)

➤ 原子力規制委員会委員の交代

- 原子力規制委員会会合を71回開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。また、田中委員及び石渡委員が令和6年9月18日に退任し、翌9月19日に長崎委員及び山岡委員が就任した。

➤ 独立性・中立性・透明性の確保に係る取組

- 各種会合を公開で開催するとともに、議事録及び資料の公開やリアルタイム配信を行っている。また、社会的な関心の高いと思われる議事の概要や、法令報告、地震による原子力施設への影響等、すぐに発信することが求められる情報をソーシャルメディアも活用して発信する等、情報発信を強化した。
- 安全性向上に係る取組や改善事項等について、事業者等の経営責任者（CEO）、原子力部門の責任者（CNO）との意見交換（CEO会議は4回、CNO会議は3回）を行った。
- 委員による現場視察及び地元関係者（島根県、愛媛県）との意見交換を行ったほか、原子力規制人材育成事業の一環で、山中委員長が福島工業高等専門学校を訪問し講演及び学生との意見交換を行った。地元自治体からの要望を受けた審査結果の説明を42回行った。



長崎委員・山岡委員の就任会見



福島工業高等専門学校生と
意見交換する山中委員長

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実(2)

➤ 規制業務を支える業務基盤の充実

- 外部有識者からの意見聴取、原子力規制委員会、原子力規制庁内での重層的なコミュニケーションを経て、原子力規制委員会第3期中期目標（令和7年4月から令和12年3月まで）を制定した。
- マネジメントシステムに従い、中期目標及び年度業務計画に基づく業務の実施状況を評価し、業務計画を見直した。内部の6部署を対象にマネジメントシステム内部監査を実施し、良好事例や改善が望ましい事項を特定した。
- 多様な働き方を可能とする執務環境の構築を進め、効果的・効率的に業務が進められるよう働き方を見直していくため、業務改革推進チームを設置し、テレワーク推進や情報ツールの活用などの組織横断的な取組を進めている。
- 原子力規制委員会発足の原点を忘れず、組織理念等と照らして職員が自らの行動の指針を明確にするため、「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員に再配布した。



山中委員長職員訓示(令和7年3月11日)の様子
※委員長自身の宣言「原子力に100%の安全はない、福島は私の大切な現場です。」

➤ 職員の確保と育成

- 令和6年度は新規採用者36名、実務経験者39名を採用した。また、令和7年度採用予定者として新規採用者29名、実務経験者13名を内定した。
- 「原子力検査」「原子力安全審査」「保障措置査察」「危機管理対策」「放射線規制」の5分野について、令和6年度に120名に対して任用資格を付与した。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(1)

➤ 原子炉等規制法に係る審査と主な許認可案件

- 実用発電用原子炉については、これまでに**11事業者16原子力発電所27プラント**について新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請が提出されており、そのうち**7事業者10原子力発電所17プラント**に対して許可処分を行っている。令和6年度は審査会合等を計**90回**開催した。

< 本体施設 >

- ・ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉 設計及び工事の計画の認可及び保安規定変更認可
- ・ 中国電力島根原子力発電所2号炉 保安規定変更認可
- ・ 日本原子力発電敦賀発電所2号炉 設置変更許可をしないこととする処分

< 特定重大事故等対処施設 >

- ・ 中国電力島根原子力発電所2号炉 設置変更許可
- ・ 日本原子力発電東海第二発電所 設計及び工事の計画の認可（全5分割のうち4回）
- ・ 東北電力女川原子力発電所 設計及び工事の計画の認可（全2分割のうち1回）

< 高経年化 >

- ・ 関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉 運転期間延長の認可
- ・ 関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉 長期施設管理計画の認可

- 核燃料施設等については、これまでに**9事業者等から21施設**について新規規制基準への適合に係る事業変更許可申請が提出されており、そのうち**8事業者等の20施設**について許可処分を行っている。令和6年度は審査会合を計**29回**開催した。

- ・ 原子力機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設 設計及び工事の計画の認可
- ・ 原子力機構大洗原子力工学研究所の廃棄物管理施設 設計及び工事の計画の認可
- ・ 日本原燃MOX燃料加工施設 設計及び工事の計画の認可・変更認可（全7分割のうち3回）

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(2)

➤ 日本原子力発電敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請に対する処分

- 日本原子力発電敦賀発電所2号炉については、令和5年8月31日に日本原子力発電から、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性についての補正申請がなされたことから、集中的に審査を行った。
- 8回の審査会合を行うとともに、2回の現地調査を行った上で、令和6年7月26日に新基準適合性審査チームは、設置許可基準規則に適合していると認められないとする判断をまとめた。
- 原子力規制委員会は、日本原子力発電経営層との意見交換において、それまでの検討内容では、K断層は後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないこと、K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことを改めて共有するとともに、基準への適合性に係る今後の対応方針を確認した。その上で、設置許可基準規則に適合していると認められないとする審査の結果の案を取りまとめた。
- その後、科学的・技術的意見の公募の結果を踏まえ、原子力規制委員会は、令和6年11月13日に本申請に対して許可しないこととする処分を行うことを決定した。



現地調査をする石渡委員

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(3)

新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1
			設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可	
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中
2		敦賀発電所	2号 PWR	未申請※2	未申請	審査中
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号 PWR	審査中	審査中	審査中
5			2号 PWR	審査中	審査中	審査中
6			3号 PWR	審査中	審査中	審査中
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中
8		2号 BWR	了	了	了	了
9		3号 BWR	未申請	未申請	未申請	未申請
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請
11		柏崎刈羽原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請
12			2号 BWR	未申請	未申請	未申請
13			3号 BWR	未申請	未申請	未申請
14			4号 BWR	未申請	未申請	未申請
15			5号 BWR	未申請	未申請	未申請
16			6号 BWR	了	了	了
17	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号 BWR	審査中	未申請	未申請
18		4号 BWR	審査中	審査中	審査中	審査中
19			5号 BWR	未申請	未申請	未申請
20	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請
21		2号 BWR	審査中	審査中	審査中	審査中
22	美浜発電所	大飯発電所	3号 PWR	了	了	了
23			4号 PWR	了	了	了
24			1号 PWR	了	了	了
25			2号 PWR	了	了	了
26	関西電力(株)	高浜発電所	1号 PWR	了	了	了
27			2号 PWR	了	了	了
28			3号 PWR	了	了	了
29			4号 PWR	了	了	了
30	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号 BWR	了	了	了
31		3号 建設中	審査中	未申請	未申請	未申請
32	四国電力(株)	伊方発電所	3号 PWR	了	了	了
33		3号 PWR	了	了	了	了
34	九州電力(株)	玄海原子力発電所	4号 PWR	了	了	了
35		川内原子力発電所	1号 PWR	了	了	了
36		2号 PWR	了	了	了	了

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。
(※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。
(※2)平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前 確認 ^{※1}
				設置変更 許可	設計及び工事の 計画の認可	保安規定 変更認可	
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中			
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:了 4回目:了 5回目:審査中	審査中	検査中
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中		
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子 力発電所	6号	特重	了	1回目:審査中 2回目:未申請 3回目:未申請	
5			7号	特重	了	1回目:審査中 2回目:審査中 3回目:審査中 4回目:審査中	
6							
7	関西電力(株)	美浜発電所	3号	特重	了	了	了
8		大飯発電所	3号	特重	了	了	了
9			4号	特重	了	了	了
10		高浜発電所	1号	特重	了	了	了
11			2号	特重	了	了	了
12			3号	特重	了	了	了
13			4号	特重	了	了	了
13	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	特重	了	1回目:審査中 2回目:未申請	
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号	特重	了	了	了
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	特重	了	了	了
16		4号	特重	了	了	了	了
17		川内原子力発電所	1号	特重	了	了	了
18		2号	特重	了	了	了	了
19	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号	特重	了	1回目:了 2回目:審査中	

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。
(※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前確認※4
			設置変更許可又は事業変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定認可	
1	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	検査中
2		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
3		ウラン濃縮施設	了	了	了	了
4		廃棄物管理施設	了	審査中	未申請	
5		廃棄物埋設施設※5	了		了	
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	了	了	了
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	了	了
8	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	了	了	審査中	検査中
9		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	了	了	了
10		試験研究用等原子炉施設(HTRT)	了	了	了	了
11		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	了	未申請	検査中
12		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	了	了	了
13		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	了	了	了
14		試験研究用等原子炉施設(常陽)	了	審査中	審査中	検査中
15	原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	未申請	検査中
16		ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	了	了	了
17	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
18	京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
19		試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トンチン処分)	審査中		未申請	

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。
※1)「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。
(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)
※2)設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査とする。
※3)保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。
※4)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。
※5)原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認が終了している施設については廃棄物埋設を行っている。
表中、以下の施設名については()で表記している。日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮施設)、リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センター(使用済燃料貯蔵施設)

令和6年度に変更のあったもの

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(4)

➤ 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 原子力規制検査は、事業者との活発なコミュニケーションのもと日常検査及びチーム検査による基本検査を行い、必要に応じて追加検査や特別検査を行う仕組みである。
- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護対策の不備を受けて、令和6年度は重点項目を定めた上で基本検査を行った。
- 令和6年度に実施した原子力規制検査における検査指摘事項等は11件※であった。また、令和6年度に、法定確認(原子炉等規制法改正時の経過措置に基づき行う使用前検査を含む)を126件実施した。



杉山委員による高浜発電所の
チーム検査の実施状況視察

➤ 令和6年度に発生した事故・トラブルの対応

- 令和6年度は実用発電用原子炉で1件の法令報告事象が発生した。
- 関西電力美浜発電所3号炉において、1次系冷却水クーラ海水系統戻り配管に微小な穴が2か所あること及びその周辺が減肉し必要な最小厚さを満足していないことについて法令報告を受けた。その後、関西電力が報告した原因、対策が妥当なものであるとの評価を行い、対策の実施状況を原子力規制検査で監視している。

※ 令和6年度中に原子力規制委員会に報告があったもの

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(5)

➤ 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和6年度以降の安全研究に向けて）」に基づき、13分野で17件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 安全研究の成果として、3件のNRA技術報告及び5件のNRA技術ノートを公表し、16件の論文誌への掲載、10件の国際会議論文発表及び32件の学会発表を行った。
- 将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤（体制、設備及び人材を含む。）を構築することを目的に「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」を令和6年度から新たに実施することとし、5件の個別事業を採択した。
- OECD/NEAでの15件の国際共同研究プロジェクトへの参加等、国際的な研究活動に参加するとともに、大学や原子力機構等との共同研究について8件を完了し、実施中の2件に加えて新たに9件を実施する予定である。また、安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換について、計8回開催した。

➤ 規制基準の継続的改善に関する主な取組

- 安全性向上評価制度の在り方や運用の見直しについて、炉安審・燃安審において審議が行われ、令和6年7月5日に審議内容が報告書として取りまとめられた。その後、炉安審・燃安審両会長との意見交換や報告書を踏まえた制度の見直し方針に係る委員間討議を経て、発電用原子炉における機器等の最新の状況を説明する資料の合理化等に係る関係規則・ガイドの見直しを行った。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

➤ 審査プロセスの改善の取組

- 北海道電力泊発電所3号炉、日本原子力発電敦賀発電所2号炉並びに日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設の審査においては、審査会合の最後に指摘事項を文書化し、認識の共有を図った。中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の審査においては、敷地内断層の評価方針等について、事業者の検討の早い段階から審査会合で議論を行い、審査の手戻りが生じないように工夫した。
- CNOとの意見交換で事業者から審査プロセスの改善案が示され、審査会合における議論の円滑化のため必要に応じて主要な論点等の書面事前提示を試行することとし、中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の審査において審査チームから主要な論点等の書面事前提示を行っている。

➤ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置との連携

- 核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して原子力安全との連携や情報連絡等について訓練を実施するとともに検討を進めた。

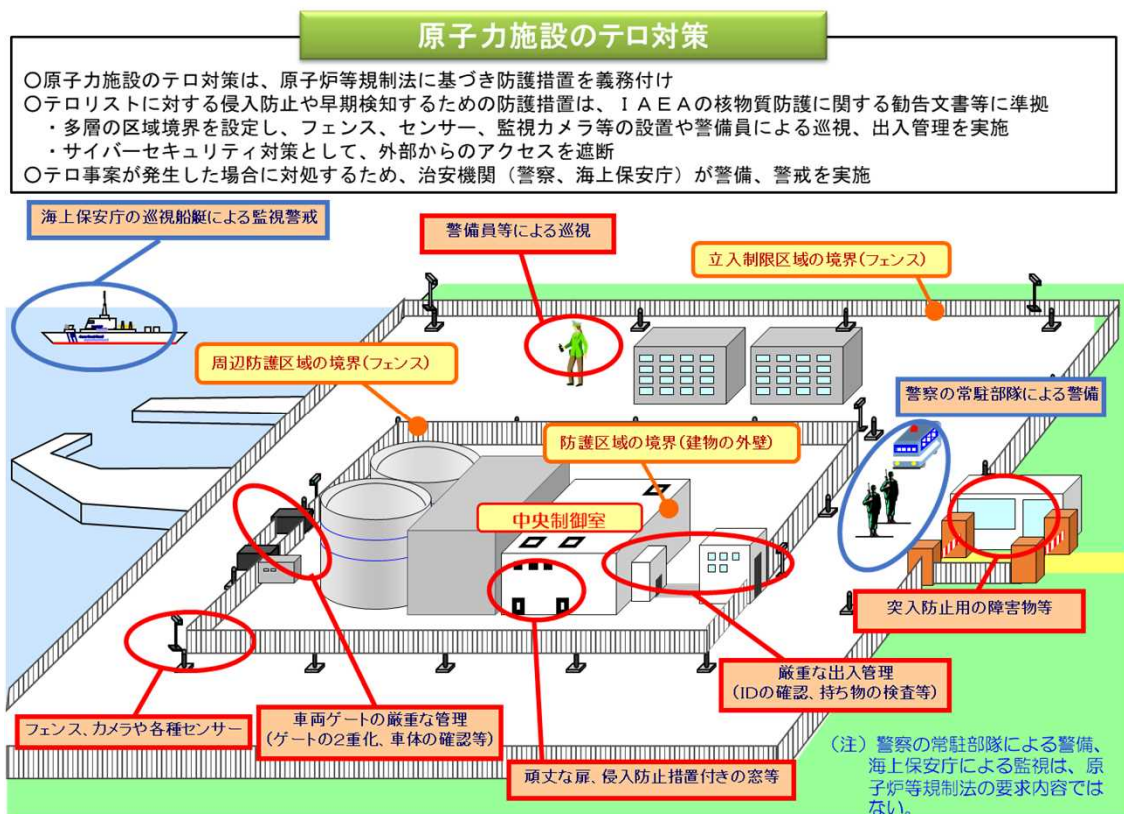
➤ 建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を設置

- CNO意見交換会において、事業者側から建替原子炉の安全設計の考え方及び規制の予見性が十分でないと考える具体的な事項の提示があり、建替原子炉の規制基準に関し規制当局と事業者とで議論する場の設置について提案があった。これを受けて、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を設置し、令和6年度は2回開催した。

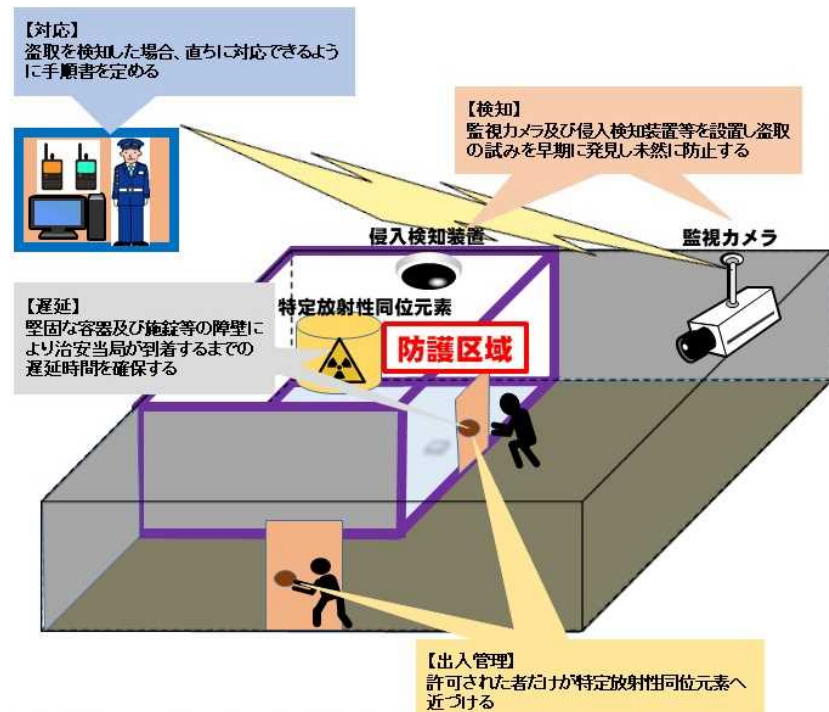
第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(1)

➤ 核セキュリティ対策の推進

- 核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含む原子力規制検査を114件実施した。原子炉等規制法に基づく核物質防護規定の変更を55件認可した。
- IAEAのIPPASミッションを令和6年7月22日から8月2日にかけて受け入れ、ミッションチームから「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示された。令和6年11月28日、日本の核セキュリティ体制の更なる強化に資する勧告及び助言並びに国際的な核セキュリティの持続的な改善に貢献し、ほかのIAEA加盟国にとって参考となる良好事例が示されたIPPASミッション報告書を受領した。
- 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を90件実施した。



特定放射性同位元素に対する防護措置について

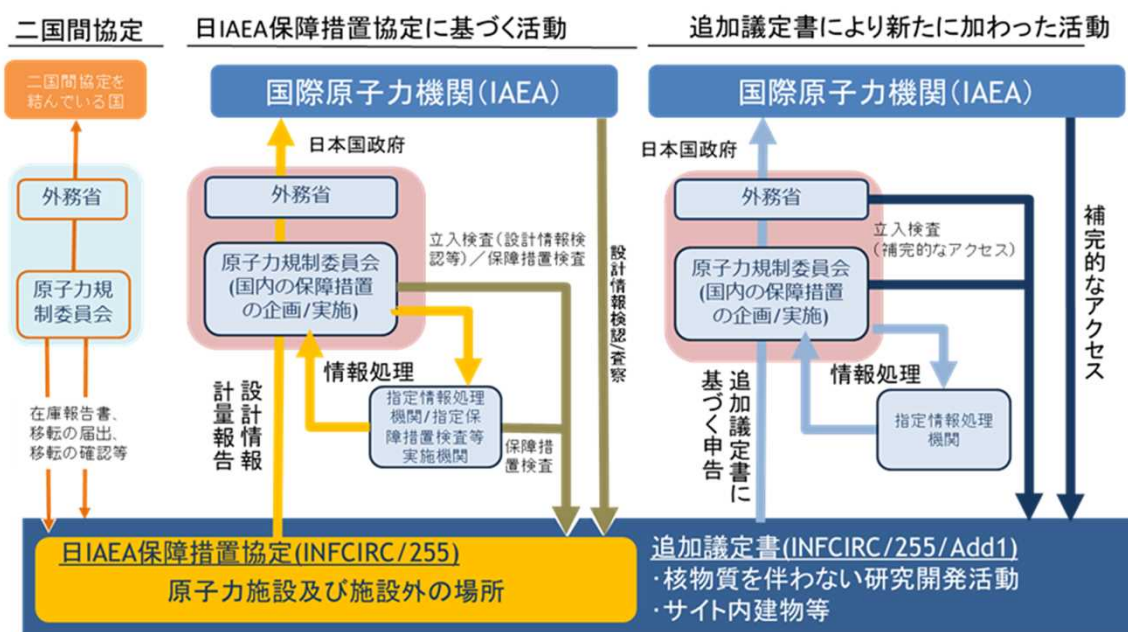


第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(2)

➤ 保障措置の着実な実施

- IAEAが実施した令和5年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た。
- IAEAは施設等に対して査察等を我が国の保障措置検査等と同時に実施している。保障措置検査は原子力規制委員会が122人日、核物質管理センターが1794人日実施した。
- IAEAから、少量の核燃料物質のみを使用している国際規制物資使用者が核燃料物質の輸出入を行う場合は、核燃料サイクル関連の研究活動目的で使用している者と同様のIAEAに対する報告等が必要であるとされたため、その規制を国際規制物資の使用等に関する規則に追加した。
- 六ヶ所再処理施設やMOX燃料加工施設のしゅん工予定等の動向を見据え、保障措置上の課題への対応について検討を進めるとともに、IAEAや事業者と綿密に連絡を取りながら、必要となる保障措置機器の開発や据付・導入等の計画的な遂行及び関連する設備や機器の適切な更新を図っている。

保障措置実施体制



査察活動の様子



監視装置の保守管理



査察用封印の例

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(1)

➤ 廃炉に向けた取組の監視

- 東京電力から提出された「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請について、2号炉テレスコピック式試験的取り出し装置による燃料デブリの試験的取り出しや、放射性物質分析・研究施設第2棟の設置等の計17件の認可を行った。
- 使用前検査が15件、溶接検査が11件終了したことを認めた。また、令和5年第4四半期から令和6年度第3四半期において、保安検査では3件、核物質防護検査では1件の実施計画違反（軽微）を確認した。
- 特定原子力施設監視・評価検討会を5回行い、ALPS処理水海洋放出設備の運用状況やリスク低減活動の取組状況、廃棄物のより適切な保管・廃棄の方針などについて、東京電力や外部専門家、地元関係者を交えて議論した。

➤ 燃料デブリ取り出しの安全確保に向けた原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）及び東京電力との意見交換

- 令和6年7月17日の原子力規制委員会で、NDF及び東京電力から、東京電力福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討の状況について説明を受け、意見交換を行った。
- これを受けて令和6年12月4日の原子力規制委員会で、特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合において議論することとした。技術会合では、燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る規制の考え方について、東京電力及びNDFと意見交換を2回実施し、燃料デブリの潜在的リスクの再評価、高い放射線やダスト飛散に伴う作業員被ばくや敷地に関するケーススタディについて議論した。引き続き、現場から得られる最新の技術的知見に基づき議論を行い、規制の考えを整理することとしている。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(2)

➤ 東京電力福島第一原子力発電所に係る審査及び検査の改善に向けた検討

- 原子力安全上重要なものに規制資源を効果的に投入する等の観点から、東京電力福島第一原子力発電所の審査及び検査の改善について検討を行った。
- 検討を踏まえ、実施計画審査に係る審査ガイドの策定や、実施計画検査の枠組みの整理及び原子力規制検査の手法の導入などの改善方針をとりまとめた。
- 令和6年度末には、施設の安全上の影響に焦点を当てる重要度評価手法を導入などし、気付き事項、指摘事項への適切な対応ができるよう検査実施要領を改正した。

➤ 東京電力の実効性のある仕組みを伴った改善に対する監視・指導

- 令和6年2月に発生した高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えい事象など実施計画違反と判断した4件について、東京電力におけるリスクの抽出及び作業管理が不十分であることを示した上で、対策が継続して有効に機能するための実効性のある仕組みを伴ってなければならないことを指摘した。
- これらに対する是正処置及び実効性のある仕組みを伴った改善について、保安検査を通じて東京電力の実施状況の確認を継続している。



視察の後に行われた
東京電力との意見交換

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(3)

➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

- 事故時の1号炉非常用復水器（IC）挙動の分析を進めた。
- 1号炉シールドプラグの変位等の原因について、原子炉ウェル内で小規模な水素爆発が起こった可能性及び、その爆発がシールドプラグの変位、変形等の原因となり得ることを明らかにした。



伴委員、長崎委員による
東京電力福島第一原子力発電所視察

➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の海域モニタリング

- 「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施している。
- 令和7年2月27日に開催された第5回海域環境の監視測定タスクフォースにおいて、環境省・原子力規制委員会・水産庁・福島県・東京電力で実施したALPS処理水の海洋放出後の1年間の海域モニタリング結果について、人や環境に影響を及ぼすレベルではない認識を共有した。
- 令和6年10月7日から11日にかけてIAEAに加え韓国、スイス及び中国の分析機関の専門家が、試料採取等の状況を確認するとともに、追加的モニタリングとして、令和6年10月15日及び令和7年2月19日にIAEA及び韓国、スイス、中国の分析機関の専門家が採取活動を実施した。
- また、令和6年4月及び12月にIAEAがALPS処理水の海洋放出に関するレビューを実施し、それらの結果、関連する国際安全基準の要求と合致しない事項は認められなかったとの結論が示された。

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(1)

➤ 放射線防護対策の推進

- 放射線審議会は、環境大臣から再生資材化した除去土壌の利用に関する基準等に係る諮問を受け、妥当である旨の答申を行った。

➤ 原子力災害時における屋内退避の運用に関する検討

- 令和6年1月に女川地域で開催した地元自治体との意見交換を踏まえ、令和6年3月に屋内退避を最も効果的に運用するための検討を行うことを目的として、外部専門家、自治体関係者、内閣府（原子力防災担当）も参加する原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの設置を了承した。
- 令和7年3月28日に検討チームは、関係自治体への意見照会結果も踏まえ、屋内退避の解除要件、継続を判断するタイミングの目安、屋内退避中の一時外出の考え方などを示した報告書を取りまとめた。
- 令和7年4月2日に原子力規制委員会は、報告書を受けて、原子力災害対策指針を改正することとした。また、自然災害対応との連携強化が重要との指摘を受け、原子力防災担当部局とともに、自然災害への事前対策の状況に関する情報共有等、関係省庁との更なる連携強化を図るとの方針を了承した。

➤ 原子力災害対策指針の継続的な改善

- 全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みを追加する原子力災害対策指針等の改正を行った。これに基づき、日本診療放射線技師会を指定した。

➤ 放射性同位元素等規制法（RI法）に係る規制の実施及び継続的改善

- 令和6年度はRI法に基づく8133件の申請・届出を受けた。また、放射線障害の防止に係る立入検査を216件実施した。
- 令和6年度の法令報告事象は7件であったが、いずれも従業員及び公衆に対し放射線障害が発生するおそれのあるものではなかった。

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(2)

➤ 危機管理体制の整備・運用

- 原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（2回）等を実施した。
- 一部の原子力事業者防災訓練※には、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練を実施した。
- 主要な訓練・研修実績
 - ・ 原子力総合防災訓練：川内地域（令和7年2月14日～16日）
 - ・ 原子力事業者防災訓練：40事業所
 - ・ 原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練：17回
 - ・ EMC（緊急時モニタリングセンター）訓練：13回

※原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が実施する訓練。原子力規制委員会は、緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に接続して訓練を行っている。

- 令和6年11月26日22時47分に発生した石川県西方沖を震源とする地震について、情報連絡室を設置し、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。
- 令和6年8月8日の南海トラフ地震臨時情報の発表に係る対応においては、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に所在する原子力施設に係る事業者等への注意喚起に加え、これらに所在する原子力規制事務所への注意喚起を行った。

➤ 通信ネットワーク整備・システムの強化

- 統合原子力防災ネットワークシステムについては、常に安定して利用できるように、機器の定期点検及び機能確認等、適切な維持管理を行っている。また、次期システムへの更新については、上期はデータセンターの更新作業を完了し、下期はERC、他の政府機関、一部のオフサイトセンターを対象に更新作業を完了した。引き続き、令和7年10月の更新作業完了に向けて作業を進めている。



総合防災訓練での状況

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(3)

➤ 原子力施設立地地域における緊急時モニタリングの体制整備

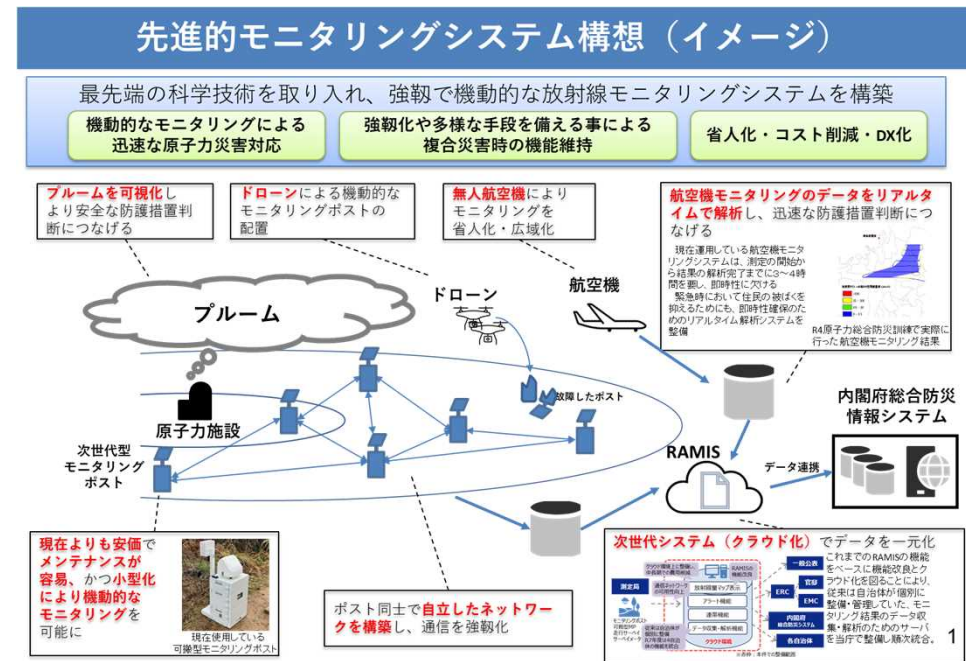
- 原子力規制委員会では、測定体制の更なる充実強化を図っている。令和5年度より運用を開始した無人航空機等を用いた航空機モニタリングについて、原子力総合防災訓練のほか3自治体の訓練で実際に無人航空機を飛行させた。

➤ 先進的モニタリングシステム構想の推進

- 放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリングの実現に向けた取組を進めた。また、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する取組を進めた。

➤ 放射線モニタリングの実施

- 原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。



先進的モニタリングシステム構想のイメージ図